

第1期栗山町子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)

まちという名の家族

～子どもがキラキラ育つまち～

平成27年3月

栗山町

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 栗山町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等	5
2 教育・保育施設の状況	1 1
3 アンケート調査の結果概要（就学前児童のいる保護者抜粋）	1 3
4 次世代育成支援行動計画の実績と評価	2 0
5 一般事業主行動計画特例認定制度	2 1
6 子ども・子育て支援の課題	2 1
7 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進	2 2

第3章 基本的な考え方と施策の方向等

1 目的	2 3
2 基本理念	2 3
3 基本的視点	2 4
4 施策体系	2 5
5 施策の展開	2 6

第4章 教育・保育サービスの充実

1 教育・保育提供区域の考え方	3 8
2 教育・保育提供区域の設定	3 8
3 量の見込み	4 0
4 提供体制の確保と実施時期	4 0

第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	4 2
----------------------------------	-----

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	4 5
2 計画の達成状況の点検・評価	4 6

資料編

資料1 計画策定の経緯	4 8
資料2 計画策定組織について	4 9
資料3 用語解説	5 0

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人口維持に必要とされる合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）は 2.08 と言われています。我が国では合計特殊出生率が 1.57 を記録した平成 2 年（1990 年）より、様々な少子化対策を講じてきました。しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は依然厳しく、結婚や出産をあきらめたり、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人々があります。

また、親自身は、周囲の様々な影響を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、「親育ち」を支援していくことも必要とされています。

こうした状況を踏まえ、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域などが協働し、それぞれの役割を果たすとともに、安心して子育てができ、すべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現が、地域に求められています。

本町においては、次代を担う子どもを安心して育てられる環境づくりを進めるため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年 3 月に、『まちという名の家族～子どもがキラキラ育つまち～』を基本理念として、「栗山町次世代育成支援行動計画」の前期計画を策定し様々な子育て支援の施策を推進してきました。

しかし、子どもは年々減少し、核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴い、子育て世代の負担感が増大しています。

今後は、栗山町の次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりを実現するため、「栗山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子どもを養育している保護者などへの支援を行っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、栗山町の子どもと子育て家庭を対象として、栗山町が進める施策の目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」をはじめ、「次世代育成支援行動計画」における施策を踏まえ、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0 歳	0 歳	1 歳	1 ～ 5 歳	6 歳	6 ～ 11 歳	12 歳	12 ～ 17 歳	18 歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		(一部、養育支援訪問事業)	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								

- ① 子ども・子育て支援事業計画は満18歳未満の子どもを対象としたものです。
- ② 本計画の中心は0歳～小学生までです。
- ③ 18歳未満まで対象となる事業は「養育支援訪問事業」です。

■上位計画

栗山町総合計画

整合



栗山町
子ども・子育て支援事業計画

整合



■根拠法令

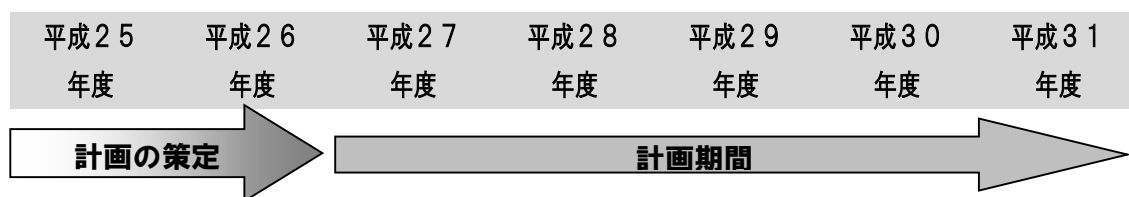
子ども・子育て関連3法
 ◎子ども・子育て支援法
 ◎認定こども園法
 ◎関連整備法 ※詳細は資料編P50

■関連計画

次世代育成支援行動計画
 健康増進計画
 社会教育中期計画
 食育推進計画
 障がい者福祉計画・障がい福祉計画
 公園施設長寿命化計画 など

3 計画期間

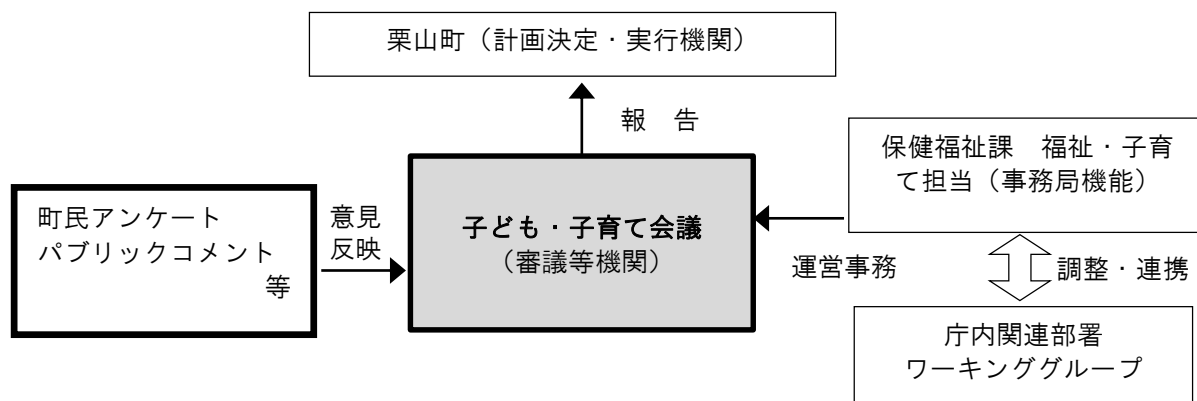
計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定には、子ども・子育て支援法第77条に定められている「栗山町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。



(2) 就学前児童及び小学生児童のいる世帯へのアンケートの実施

子育てに関する意識・意見を把握すること、子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ることを目的に、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

(調査結果の概要はP 1 3以降に記載)

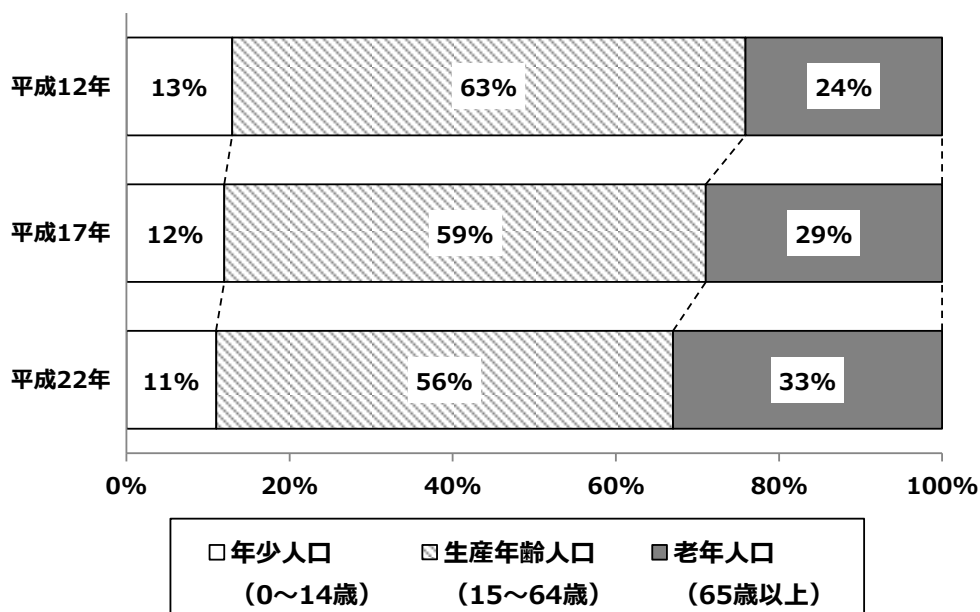
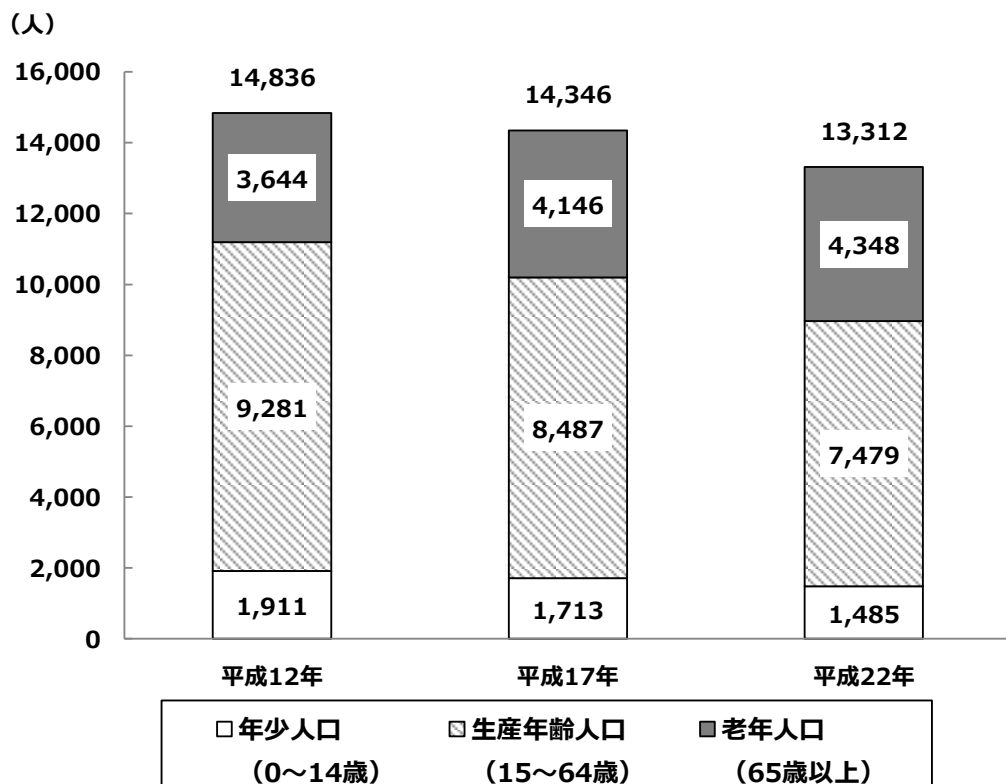
項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童の保護者	3 9 6	2 1 3	5 4 %
	小学生の保護者	4 2 0	2 7 7	6 6 %
調査期間	平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日～平成 2 6 年 1 月 2 4 日			
調査方法	郵送や保育所などを通しての配付・郵送等による回収			

第2章 栗山町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移（国勢調査より）

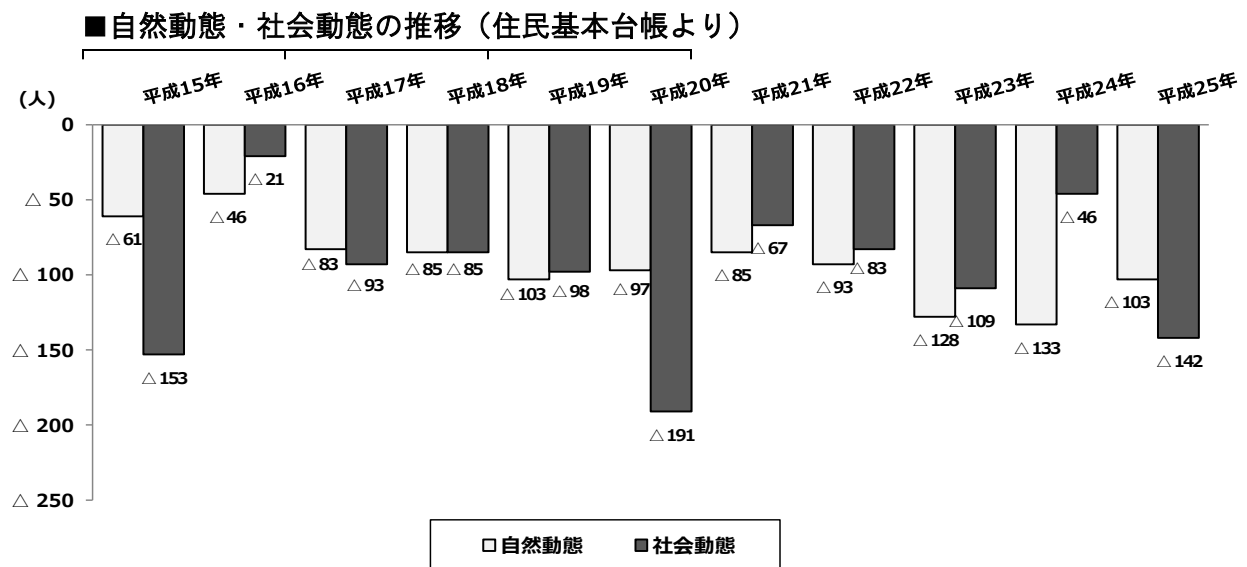
○本町の人口は年々減少し、少子高齢化が進行しています。年少人口が平成12年から平成22年までの10年間で4,26人減少し、全体の割合で年少人口割合は2%減少、65歳以上の割合は3割を超えて、少子高齢化が進んでいます。



(2) 自然動態・社会動態

○自然動態（出生数－死亡者数）は、マイナスで推移しており、人口減少を加速させています。

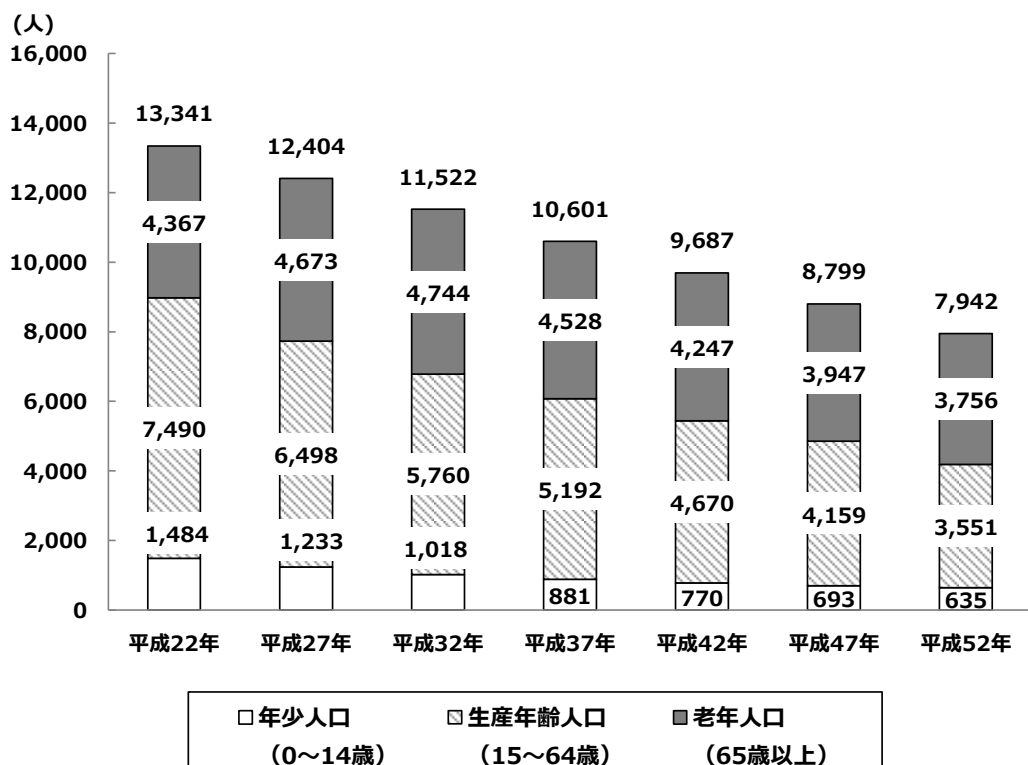
○社会動態（転入者数－転出者数）は、マイナスで推移しており、人口減少の主な要因となっています。



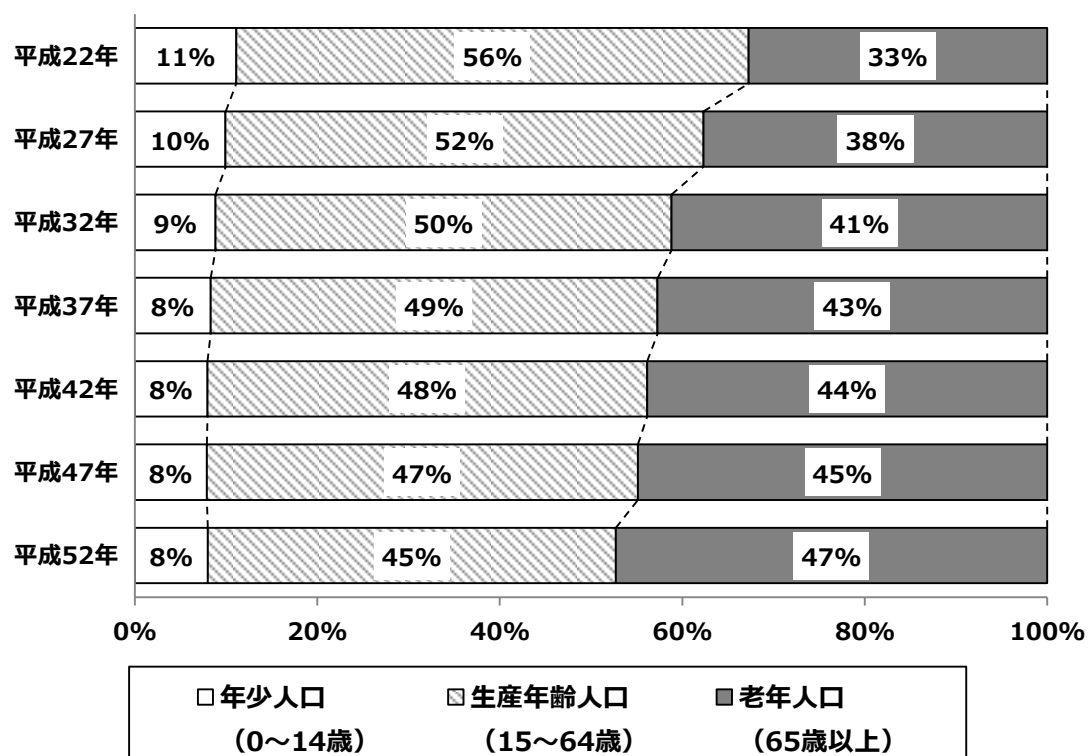
(3) 将来の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計値より）

○将来の推計値によると、平成52年には栗山町の総人口は、8,000人を下回ると推計されています。年少人口も30年間で約850人減少すると見込まれています。

■年齢3区分別人口の将来推計



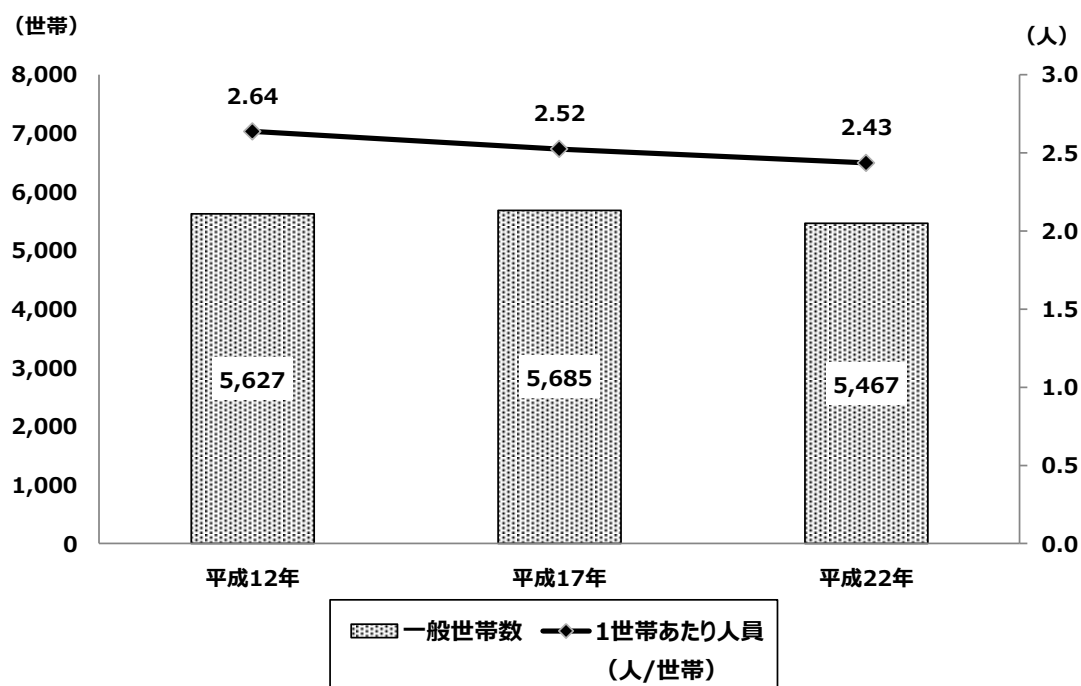
■年齢3区分別人口割合の将来推計



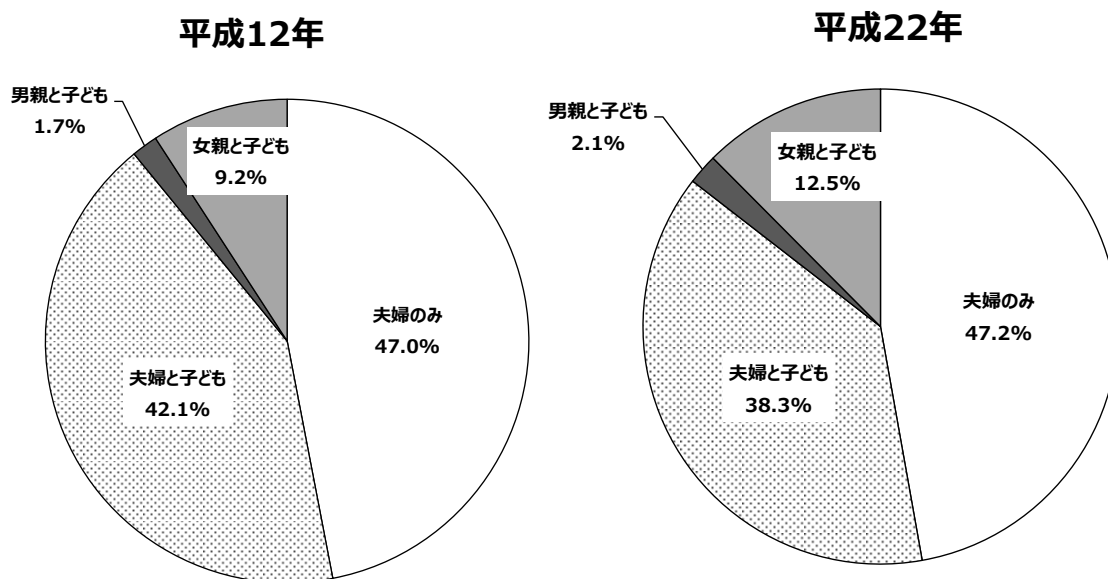
(4) 世帯の状況（国勢調査より）

- 世帯数は緩やかに減少し、平成12年から10年間で160世帯減少しています。
- 1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進行しています。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「女親と子ども」の増加が顕著です。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移（国勢調査より）



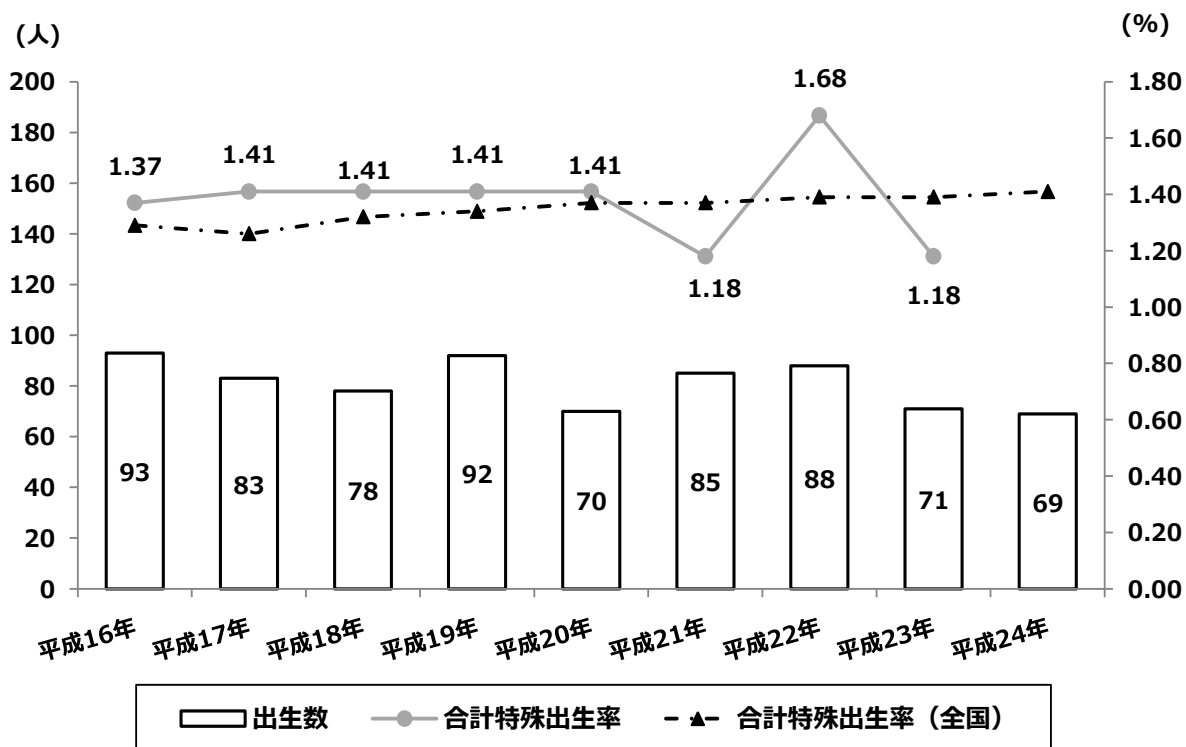
■核家族世帯の構成比（国勢調査より）



(5) 出生の状況（出生数は住民基本台帳、合計特殊出生率は北海道地域保健情報年報より）

○出生数は、平成16年から8年間、毎年100人を下回っています。合計特殊出生率は、ほぼ全国平均を上回っていますが、平成21年、平成23年は全国平均を下回っています。

※合計特殊出生率の詳細は資料編P52

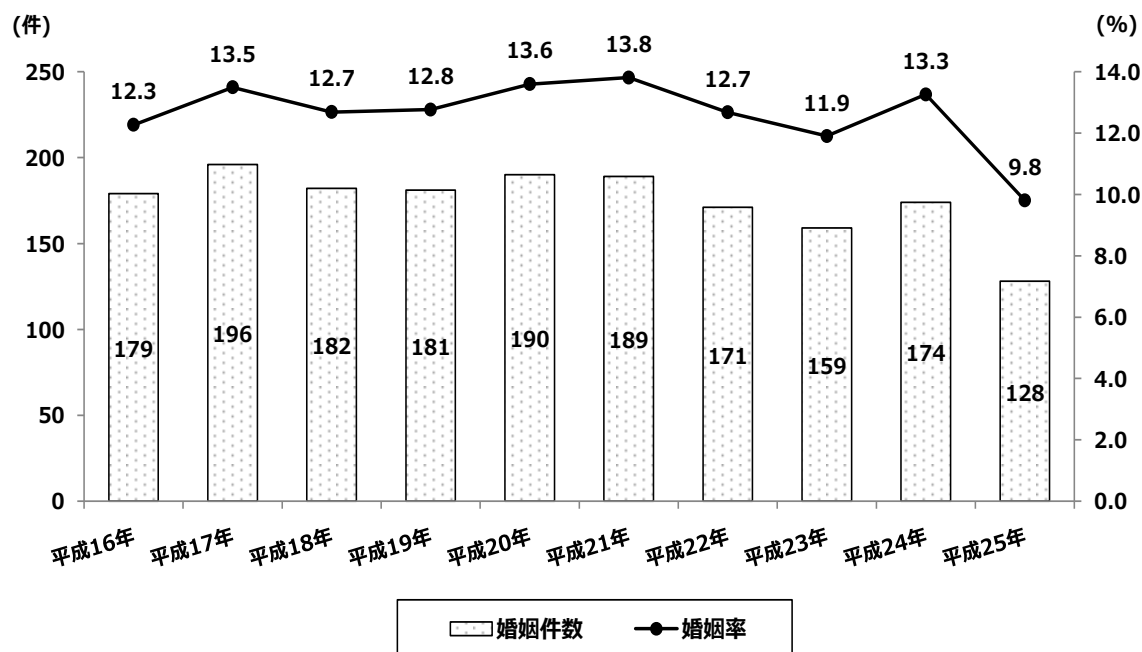


(6) 婚姻・離婚の状況（住民基本台帳より）

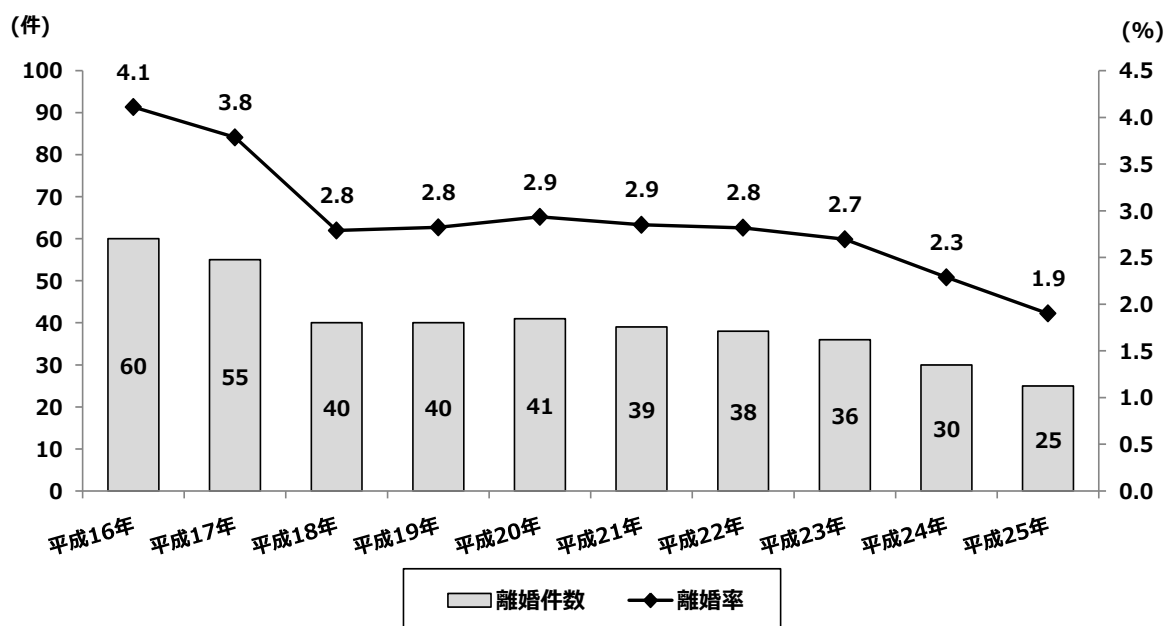
○婚姻数は、年度による増減があるものの、おおむね横ばいで推移しています。

○離婚数、離婚率は平成16年から減少傾向が見られ、平成25年には平成16年の半分以上となっています。

■婚姻数および婚姻率の推移



■離婚数および離婚率の推移

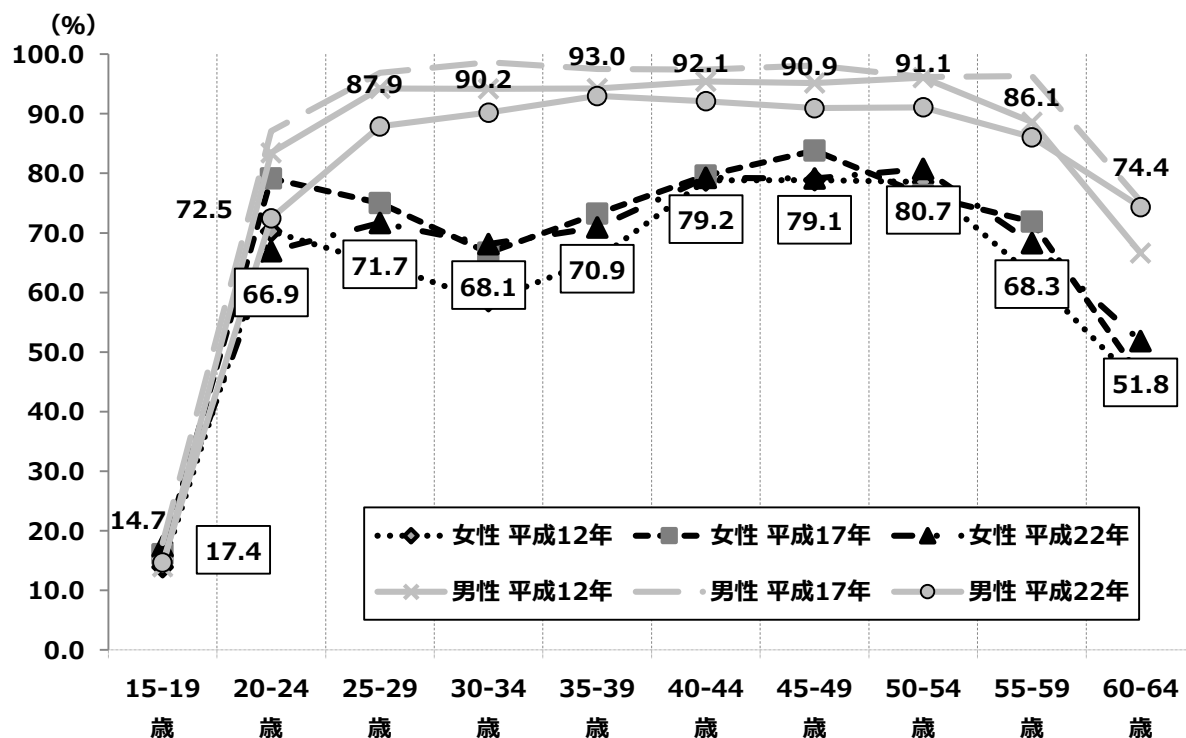


(7) 就労の状況（国勢調査より）

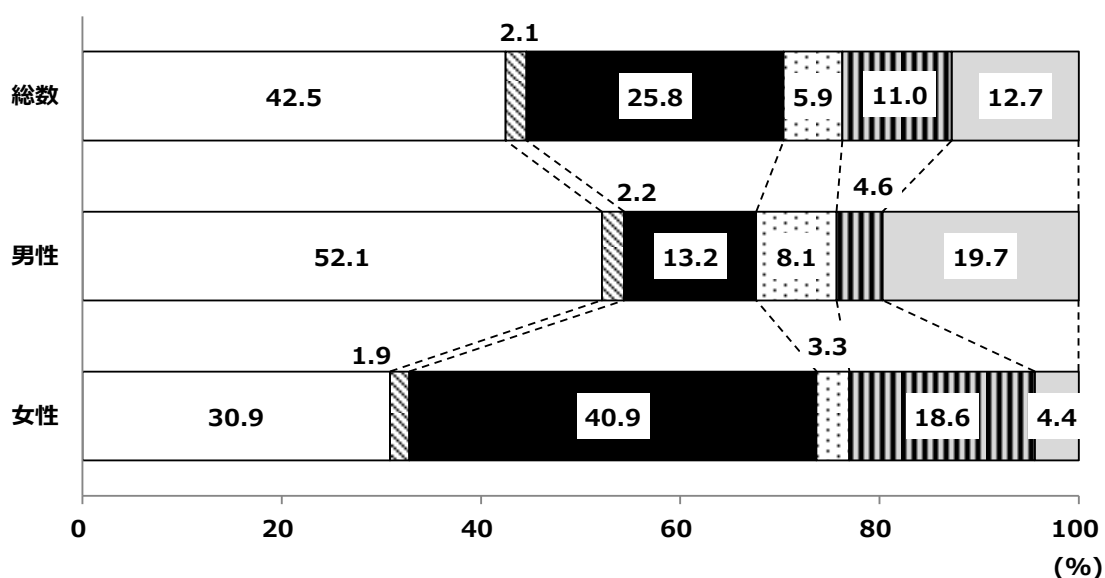
○女性の20歳代の労働力率が上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が緩やかになっています。

○男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」、次に「正規社員・従業員」の割合が高くなっています。子育て世帯や女性への支援の必要性が伺われます。

■年齢別労働力率（M字カーブ）の推移



■従業上の地位別従業者数の割合



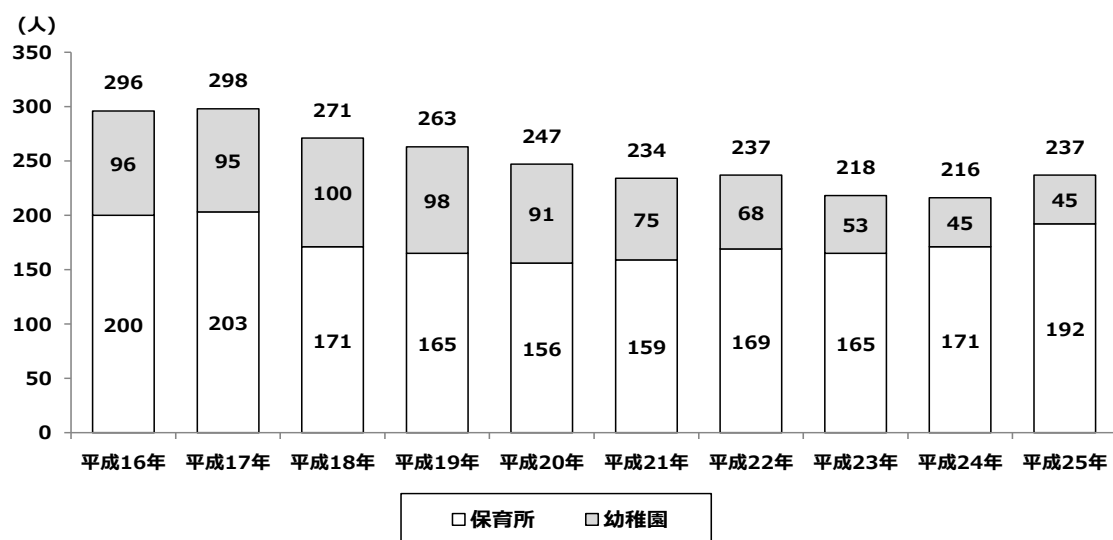
□ 正規社員・従業員 □ 派遣社員 ■ パート・アルバイト・その他 □ 役員 ■ 家族従業者 □ その他

2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移（栗山町独自調査より）

○保育所、幼稚園を合わせた利用数は、平成17年の利用者数をピークに、平成21年まで減少を続け、それ以降はおおむね横ばいで推移しています。保育所の利用児童数は、平成20年まで減少傾向にありましたが、その後は増加傾向に転じています。幼稚園の利用児童数は、平成18年まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じています。認定こども園は、本町や近隣にはないため入園実績はありません。

■保育所、幼稚園の利用児童数の推移

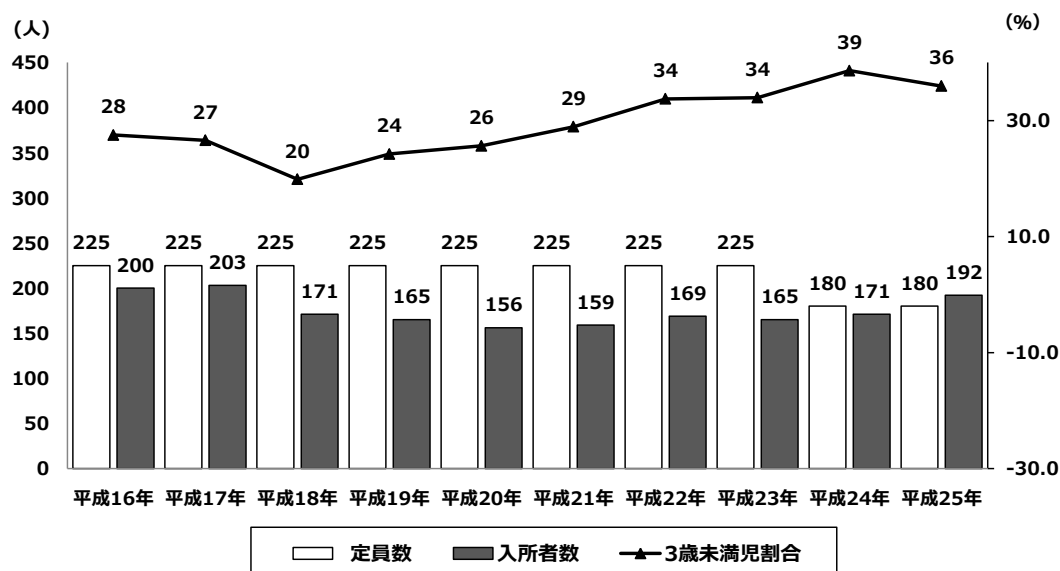


(2) 保育所の利用状況（栗山町独自調査より）

○入所者数は、平成18年以降3歳未満児の利用割合が高くなってきています。

定員数は、平成16年から平成23年まで225人で、平成24年から180人となっています。

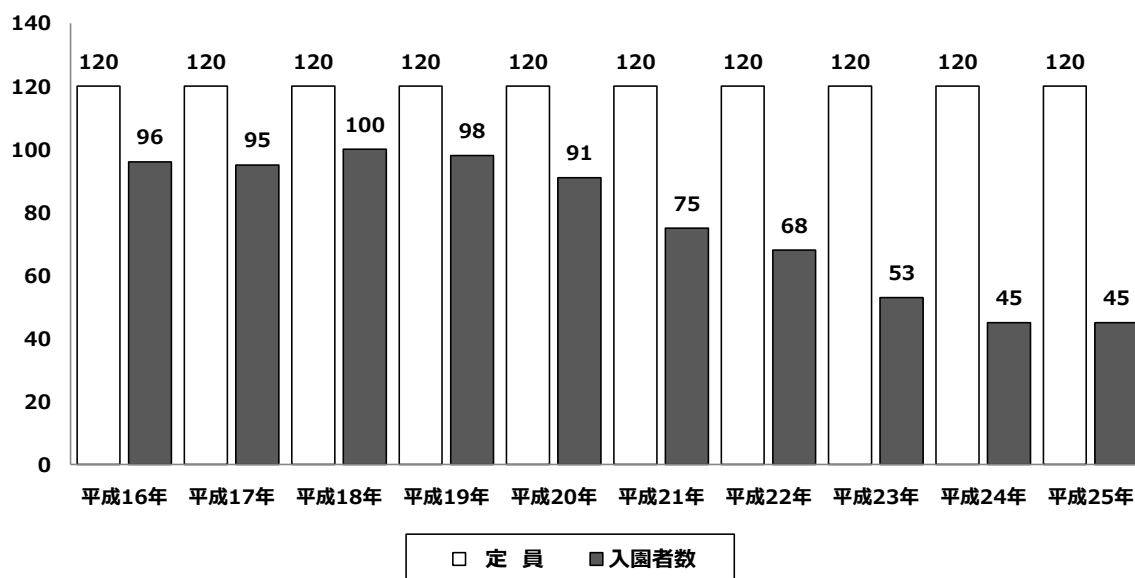
■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況（栗山町独自調査より）

○入園者数は、平成19年以降、減少傾向にあります。定員数は、平成16年以降9年間、120人となっています。平成25年では、定員120人に対し、入園者数は45人と37.5%の利用になっています。

■幼稚園の定員数、入園者数の推移



(4) 認可外保育施設の状況

○認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

◆事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設

【施設数】 1 箇所（事業所内保育施設）

3 アンケート調査の結果概要（就学前児童のいる保護者抜粋）

※グラフの右上にあるn＝の数値は、総回答数でありn値に各％を乗ずると回答者人数となります。

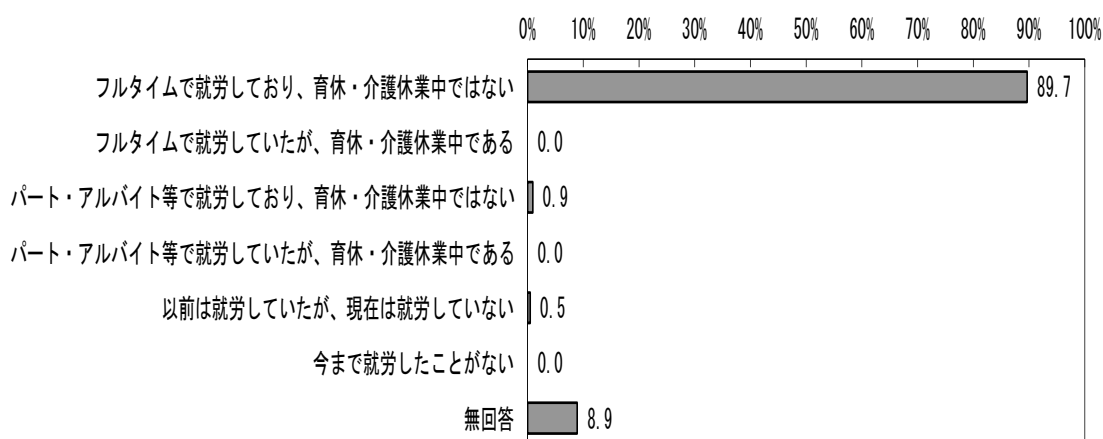
（１）保護者の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が89.7％と多数を占めています。

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.1％で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が30.0％、「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が23.9％となっています。

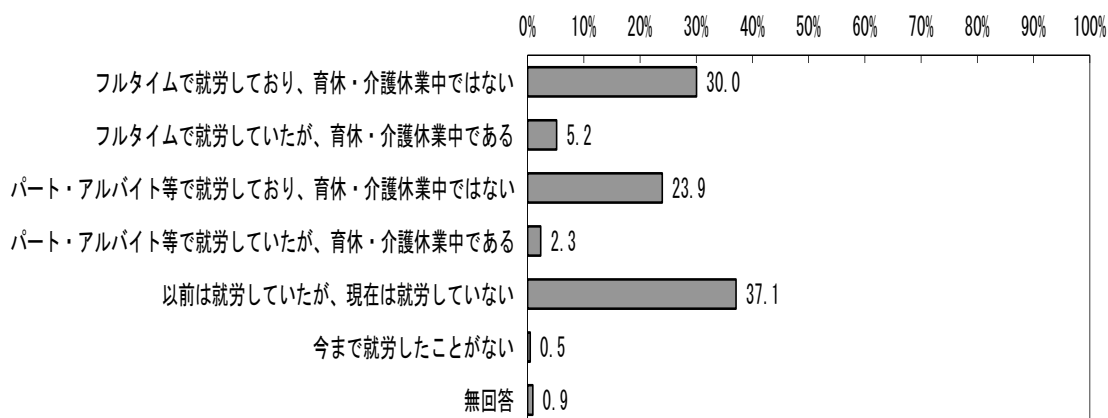
○父親の就労状況

n=213



○母親の就労状況

n=213

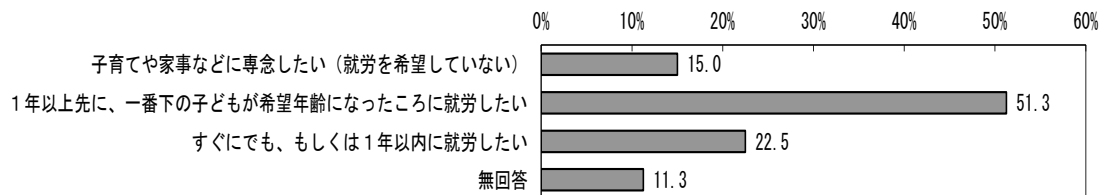


○現在、就労していない母親の今後の就労希望

※以前は就労していたが、現在は就労していない。今まで就労していない。と回答した方

母親の今後の就労希望は、「1年以上先に、一番下の子どもが希望年齢になったところに就労したい」が51.3%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が22.5%、「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」が15.0%になっています。

n=80

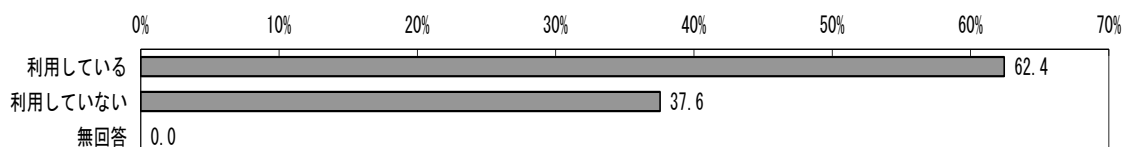


（2）教育・保育事業の利用について

○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が62.4%、「利用していない」が37.6%となっています。

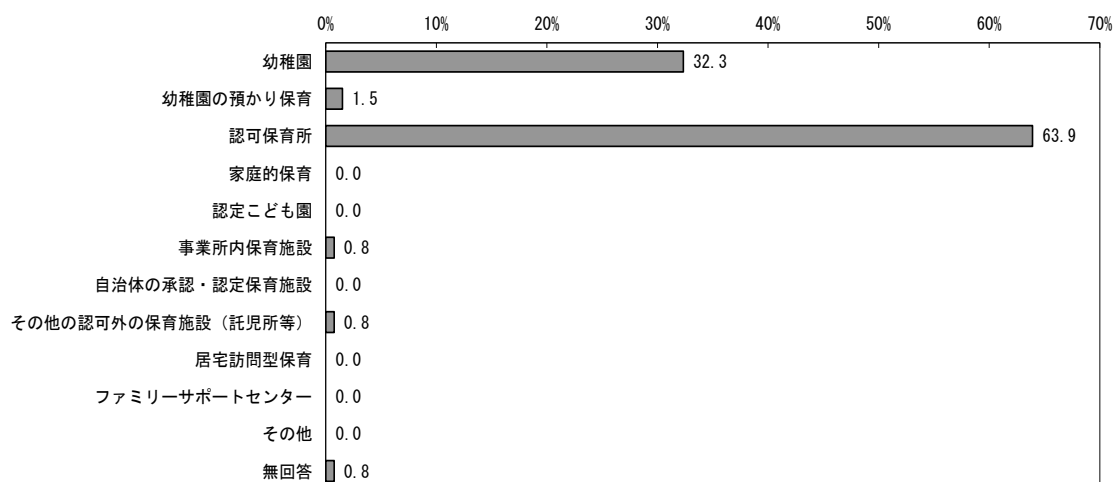
n=213



○利用している教育・保育事業（複数回答あり）

定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が63.9%で最も多く、次いで「幼稚園」が32.3%となっています。

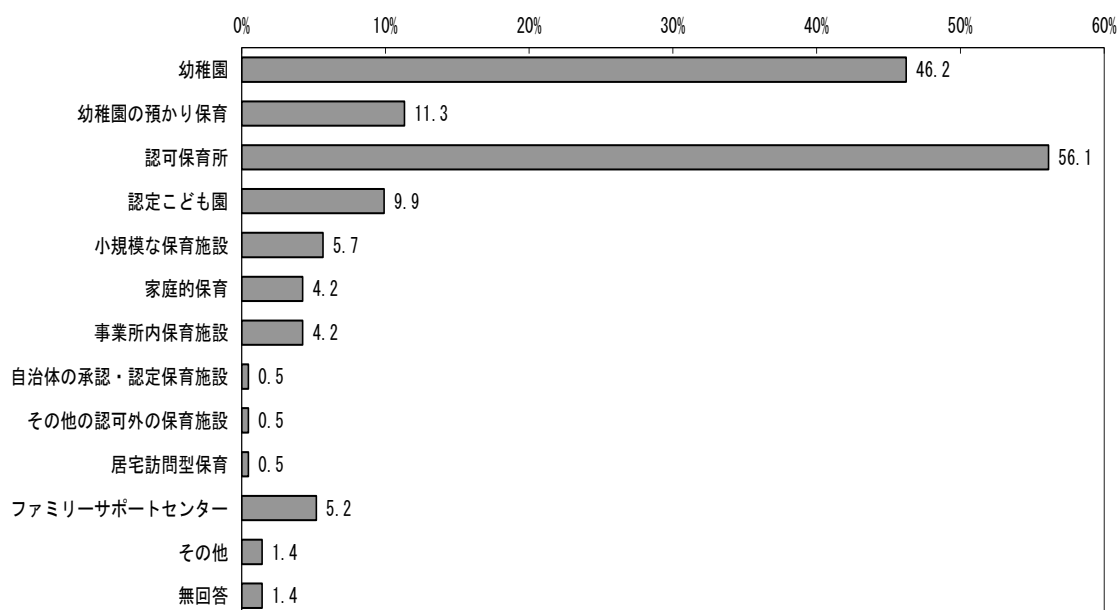
n=133



○今後、利用したい教育・保育事業（複数回答あり）

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が 56.1%で最も多く、次いで「幼稚園」が 46.2%となっています。

n=212



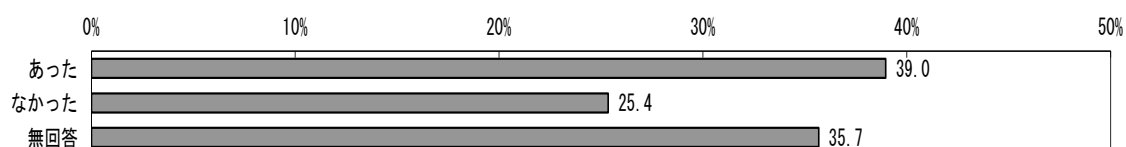
※判別不能回答あり

(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験

この1年間に子どもの病気やケガで通常の事業を利用できなかったことが、「あった」が 39.0%と約4割を占め、「なかった」は 25.4%となっています。

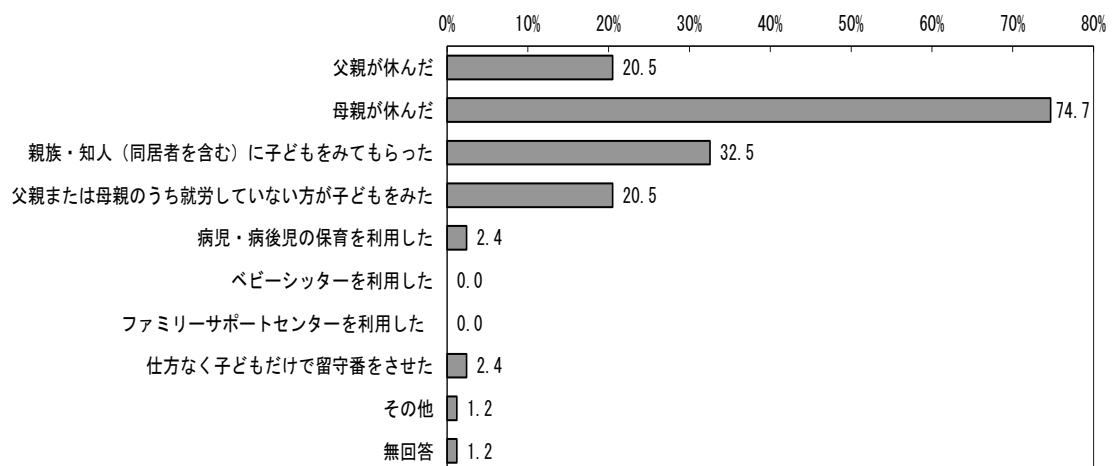
n=213



○そのときの対処方法（複数回答あり）

対処方法は、「母親が休んだ」が74.7%で最も多く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が32.5%、「父親が休んだ」及び「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が20.5%となっています。

n=83

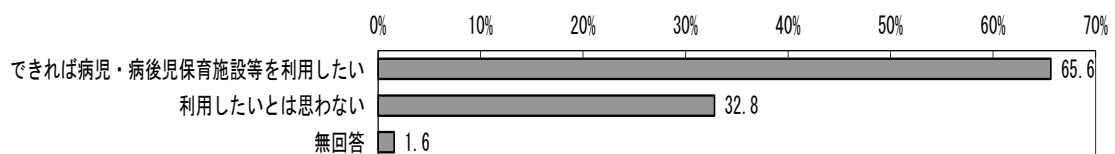


○病児・病後児保育の利用意向

※子どもの病気やケガで父や母が休んだと回答した方（実人数）

病児・病後児保育の利用については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が65.6%、「利用したいとは思わない」が32.8%となっています。

n=64

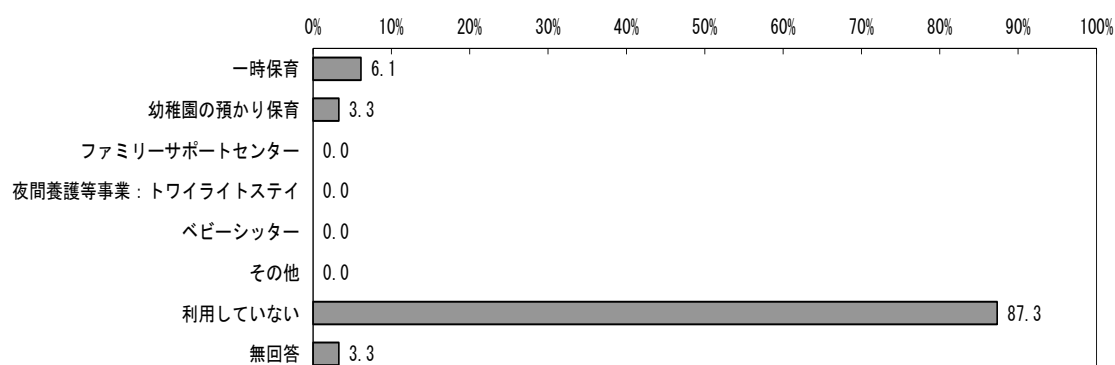


（４）不定期の教育・保育事業の利用について

○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している教育・保育事業（複数回答あり）

不定期の教育・保育事業の利用について、「利用していない」が 87.3%で多数を占めます。

n=213

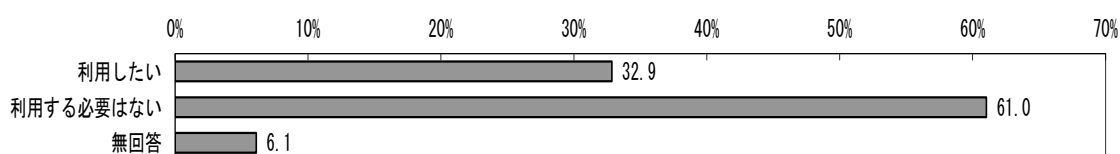


○今後の利用意向

今後、不定期の教育・保育事業の利用について、「利用する必要はない」が 61.0%、「利用したい」が 32.9%となっています。

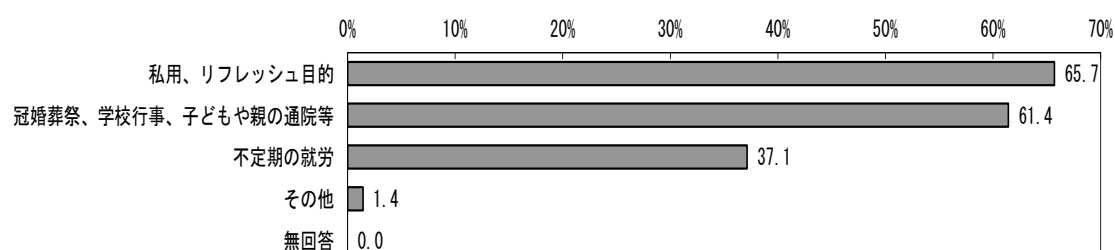
利用する理由としては、「私用、リフレッシュ目的」が 65.7%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 61.4%、「不定期の就労」が 37.1%となっています。

n=213



○事業を利用したい理由（複数回答あり）

n=70



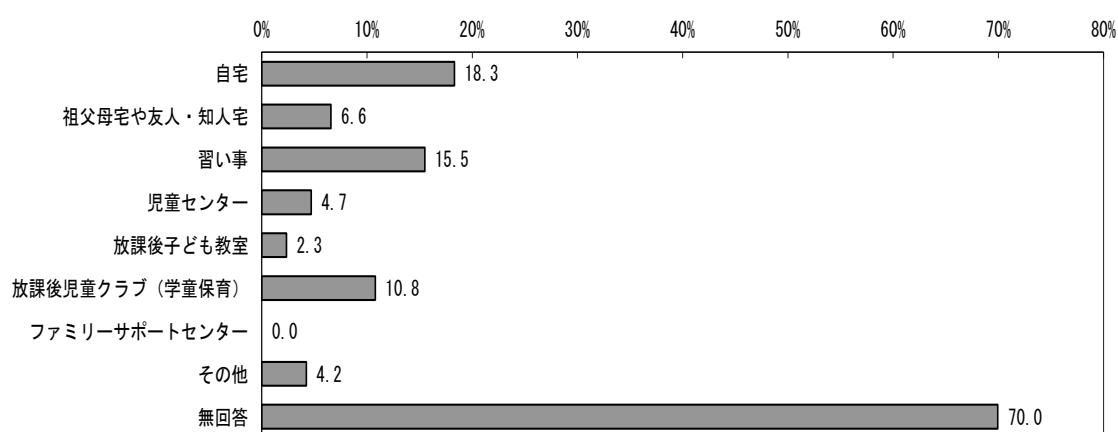
（５）小学校就学後の放課後の過ごし方

低学年では、「自宅」が18.3%で最も多く、次いで「習い事」が15.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が10.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が6.6%、「児童センター」が4.7%、「放課後子ども教室」が2.3%、「その他」が4.2%となっています。

高学年では、「自宅」が15.5%で最も多く、次いで「習い事」が13.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」及び「その他」が4.2%、「児童センタークラブ（学童保育）」が2.8%、「児童センター」及び「放課後児童クラブ」が1.9%となっています。

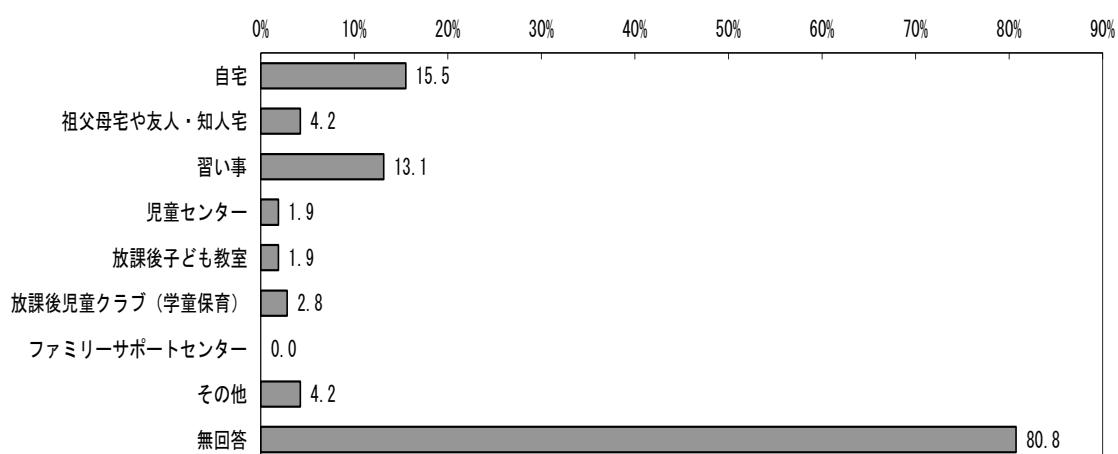
○低学年で過ごさせたい場所（複数回答あり）

n=213



○高学年で過ごさせたい場所（複数回答あり）

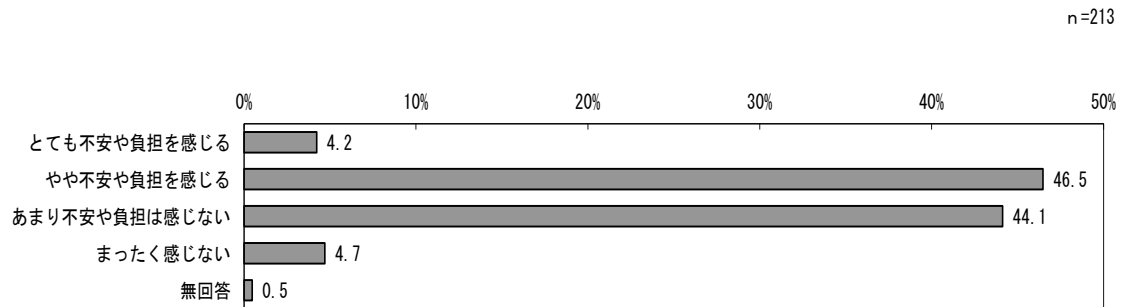
n=213



(6) 子育ての実態について

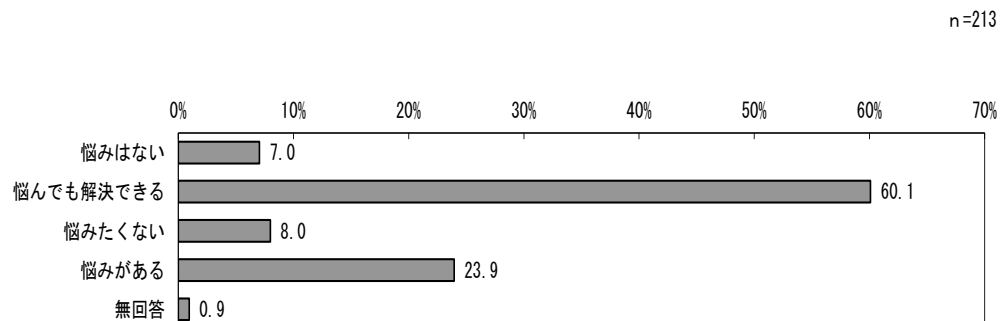
○子育てについての不安や負担

不安や負担の感じ方は、「やや不安や負担を感じる」が 46.5%で最も多く、次いで「あまり不安や負担は感じない」が 44.1%となっています。

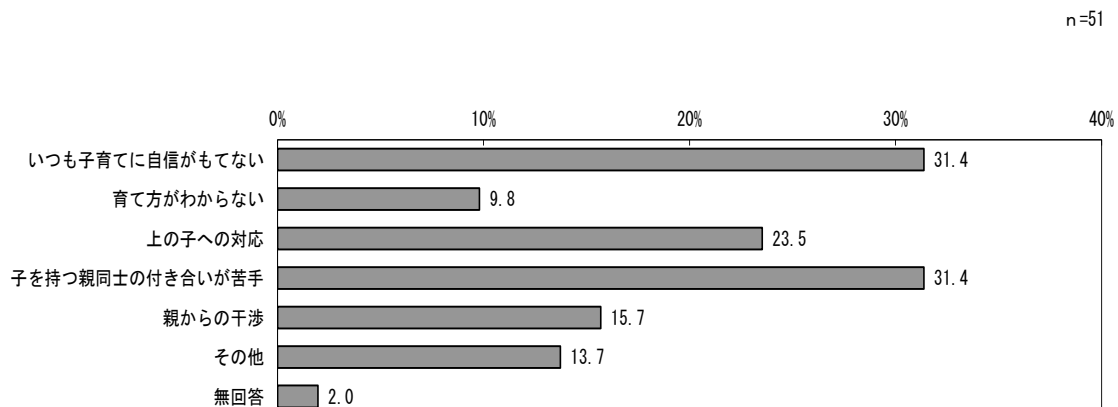


○子育てについての悩み

子育ての悩みについては、「悩んでも解決できる」が最も多く 60.1%を占め、次いで「悩みがある」が 23.9%となっています。「悩みがある」と回答された方の内容としては、「いつも子育てに自信がもてない」及び「子を持つ親同士の付き合いが苦手」が最も多く 31.4%、次いで「上の子への対応」が 23.5%となっています。



○悩みの内容（複数回答あり）



4 次世代育成支援行動計画の実績と評価

次世代育成支援行動計画において、国からその目標事業量の報告を求められていた特定14事業のうち、本町が平成26年までの設置を目標としていた事業		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育-派遣型)		未実施				
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育-施設型)		未実施				
ファミリー・サポート・センター		未実施				
放課後児童健全育成事業	定員数	110	110	110	110	110
	4/1現在利用登録者数	103	89	87	93	91
幼稚園一時預かり	利用実人数	20	23	20	37	10
保育所一時預かり	延回数	156	212	415	910	987
乳幼児一時預かり (子育てヘルパー事業)	登録者数(年度末)	21	22	15	6	16
地域子育て支援センター事業 (つどいの広場)	登録者数(年度末)	208	223	181	256	269
	利用者数	6,797	7,656	7,039	7,333	9,271
通常保育事業	定員数	225	225	225	180	180
	4/1現在入所者数	158	168	165	169	188
延長保育事業 (時間外保育)	実施箇所	3か所	3か所	3か所	2か所	2か所
	年間延利用回数	800	868	584	888	860

平成26年までの設置を目標としていたファミリー・サポート・センターは、提供会員の育成等の準備を進めていましたが、提供会員と、実施事業者の確保が困難なため、設置には至りませんでした。

これによって、乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育事業)もファミリー・サポート・センターの設置で補う予定でありましたが、実施することができませんでした。

通常保育については、平成23年度に公立保育所が1か所閉所となりましたが、待機児童を出すことなく、保育を希望する全児童が保育所を利用しています。

また、平成24年度に0歳児保育が1か所増加、平成26年度には一時保育が1か所増加し、ニーズに対応することができました。

地域子育て支援に関しては、子育て支援センターを拠点に、幼児とその保護者の子育て支援事業を展開しており、その利用者は年々増加しています。

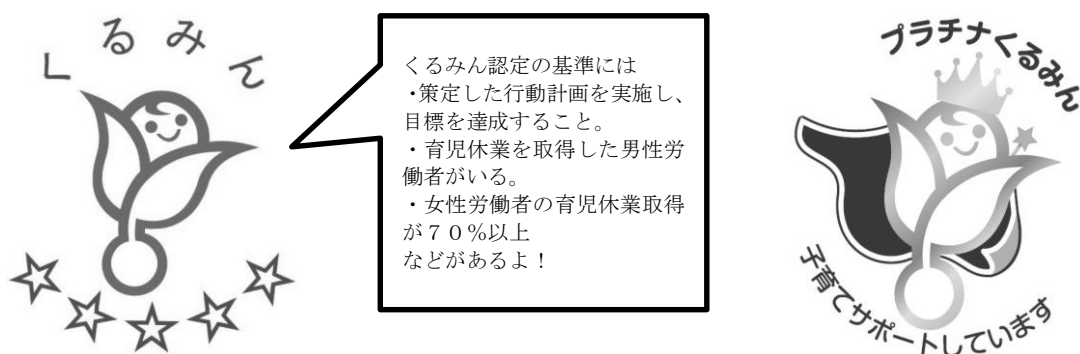
本計画は、これまで10年間にわたり策定してきた「次世代育成支援行動計画」の後継として位置づけ、地域における子育て支援、母子の健康確保と増進、子どもの健やかな成長のための教育環境整備など、次世代育成支援対策についても、引き続き拡充に努めていきます。

5 一般事業主行動計画特例認定制度

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者の数が100人以下の一般事業主（国及び地方公共団体以外）には努力義務、101人を超える事業主には、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定・届出することを義務づけています。

一般事業主行動計画を策定した企業のうち一定の要件を満たすと、「くるみん認定」（厚生労働大臣の認定）を受けることができ、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、次世代認定マーク「くるみん」を自社商品や広告などに使用することができます。

平成27年4月1日からは、認定基準を見直し、中小企業事業主が「くるみん認定」を取得しやすくなり、新たに「プラチナくるみん（特例）認定」が創設されます。町でも、広報等での周知を図っていきます。



6 子ども・子育て支援の課題

栗山町の課題

本町では、人口、出生数の減少により年少人口が減少の一途をたどっていますが、30～34歳年齢層の女性の就労率（P10の年齢別労働力率の推移による）は上昇しており、保育施設のニーズが高まっています。

加えて、3歳未満児の保育所入所も増加傾向にあることから、保育に関するニーズが多様化していますが、休日保育や病児・病後児保育の実施事業所や人材確保は、本町の人口規模では困難な状況であり、雇用側の子育て世代への理解や、地域の力を活用した子育て支援が求められます。

核家族化の増加・共働き家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立の中で子育てへの負担感が増大していることが懸念されており、子育てに不安を抱える保護者の家庭の支援や、次代の親教育などを通じて進めることが重要です。

本町の地形は南北に長く、北部に人口が集中しているため中部や南部地区の子育て支援が課題となっています。

7 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進

国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後の過ごし方など、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、または、連携して実施していくためには、町と教育委員会が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、施設整備等を含めて取り組んでいく必要があります。

栗山町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子ども教室についても、既存教室や地域の施設等の活用などを協議しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりを検討していきます。

第3章 基本的な考え方と施策の方向等

1 目的

近年、我が国の少子化は、世界に例をみないスピードで進行し、核家族化の進行や経済情勢の変動などを背景として、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

本町の子ども・子育て支援の課題を踏まえ策定した、「栗山町子ども・子育て支援事業計画」は、児童福祉法などの子どもに関する法律に則り、子ども・子育て支援給付や、地域支援事業を実施し、栗山町で「生活を営むすべての子どもが健やかに成長することができる環境を創ること」を目的とします。

2 基本理念

栗山町次世代育成支援行動計画（後期計画）を踏まえて、子ども・子育て支援の目指す将来像として、次の基本理念を定めます。

まちという名の家族

～子どもがキラキラ育つまち～

すべての子どもが、愛情を受けて健やかに育つことは、次代を担う人づくりという面で、大変重要なことです。また、子どもの健やかな成長は、産み育てる家庭環境が基本と考えます。

しかし、近年の子育てに関する多様な問題を解決していくには、地域、学校、職域など、社会全体で子育てを支援していくことが重要であると考えます。

本町では、平成17年度より一貫して「まちという名の家族」というキャッチフレーズのもと、様々な子育て施策を実施してきました。

今後も、まちが一つの家族となれるよう、子育てしやすい環境を地域で支えて、子どもがキラキラ育つまちを目指します。

3 基本的視点

健やかな成長（子どもの視点）

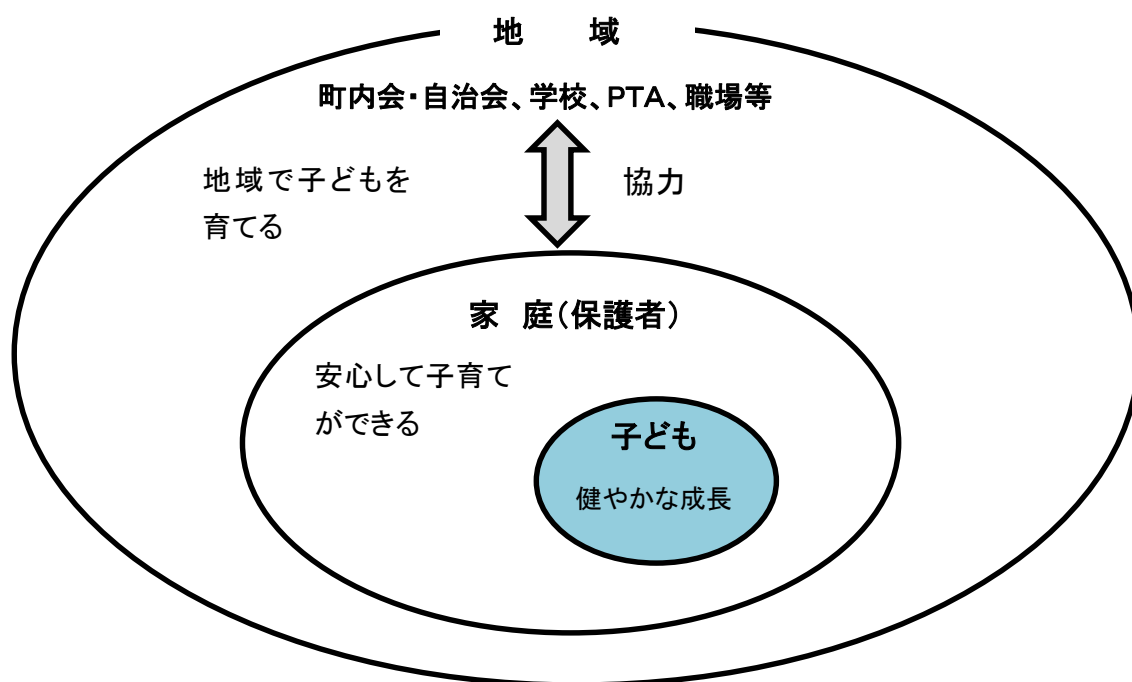
- ①保護者が我が子の成長に責任をもつという基本的な認識のもと、家庭、学校など子どもを取り巻くすべての環境の中で、子ども自らの力で育っていけるよう支援を行っていきます。
- ②子どもの個性を尊重し、特別な配慮を要する子どもの支援、相談体制の充実を図ります。
- ③子どもの権利が尊重され損なわれることがないよう、児童虐待防止にかかる地域ネットワークを構築します。

安心して子育てができる（家庭や保護者の視点）

- ①親と子の健康の増進、食育や子育て情報の提供など、健康的に子育てできる支援体制づくりを進めます。
- ②次世代の親の育成、子育て費用の負担軽減により、将来にわたり安心して子育てできる支援を行います。
- ③図書館、保育所、幼稚園等の開放事業、親子交流事業、町内の商店街による応援など、保護者ニーズに沿った、子育て支援事業を展開します。

地域で子どもを育てる（地域からの視点）

- ①子育て世代が仕事と生活の調和を保てるよう、保育所や幼稚園での一時預かり、延長保育などの継続実施、また、育児休業制度の普及・促進及びワーク・ライフ・バランスの啓発を図ります。
- ②子どもに安全な環境づくりや、近年の子どもを取り巻く情報化社会において、情報媒体を適切に活用できるような環境づくりの検討等を地域ぐるみで行います。



4 施策体系

栗山町の子ども・子育て支援に関連する基本施策の方向性は、次のとおりです。

理念

まちという名の家族

子どもがキラキラ育つまち

基本的視点	基本目標	基本施策
健やかな成長	1 子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども健やか育み宣言（地域ぐるみで子育て支援をするため、町民や企業等に子ども健やか育み宣言を推奨） ① 就学前教育・保育の充実 ② 子どもの健全育成 ③ 教育環境の整備
	2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進	
安心して子育てができる	3 安心して産み、育てることを見守る体制づくり	④ 特別な配慮を要する子どもに対する施策の充実 ⑤ 相談支援体制の充実 ⑥ 児童虐待防止に係る地域ネットワークの充実 ⑦ 子育て費用の負担軽減 ⑧ 親と子どもの健康の確保 ⑨ 食育の推進 ⑩ 情報提供・子育てネットワークの充実 ⑪ 次代の親の育成
	4 子育て支援の充実	
地域で子どもを育てる	5 仕事と生活の調和	⑫ 子育てサービスの充実 ⑬ 地域交流事業 ⑭ 子育てサークルの活動支援 ⑮ 仕事と子育ての両立の推進 ⑯ 保育ニーズに対応したサービス
	6 子どもに安全な環境づくり	
		⑰ 子どもに安全な環境づくり

5 施策の展開

健やかな成長

基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

【施策の方向】

子どもが健やかに成長するための環境づくりには、子どもの視点に立った取り組みが必要です。就学前教育・保育、教育環境の整備など、子どもの情操を育み、豊かな人間性を持って健全に育つよう、関係機関が一体的に取り組むことが大切なことから、次の施策に取り組めます。

①就学前教育・保育の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
1	通常保育	民間事業所	民間事業所2か所での保育サービスを実施します。 (7:30から18:30まで) ※19:00まで延長保育実施(詳細は事業番号76、P36)産休明け(生後8週)からの受け入れ	
2	幼児教育	民間事業所	私立幼稚園1か所で、3歳以上児の幼児教育を子ども・子育て新制度へは移行せずに、これまでどおり実施します。(※新制度の詳細は資料編P50) 9:00~14:50(夏季)延長保育・送迎・給食あり	

②子どもの健全育成

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
3	ブックスタート事業	教育委員会	6・7か月児健診を受診した親子に、絵本やガイドブック等、言葉を添えて手渡す事業を継続して実施します。また、併せて移動図書館車を開放し、内容の充実に努めます。	社会教育中期計画
4	青少年体験学校	教育委員会	地域社会や自然の中での様々な体験を通して青少年の健全育成を図るため、栗山キッズクラブやアドベンチャースクールなどを実施し、人間性豊かな青少年の育成に努めます。	社会教育中期計画
5	ハサンベツでの自然ふれあい体験	民間団体 教育委員会	民間団体によるハサンベツの自然復元の取り組み事業に、子どもたちが積極的に参加し、自然環境に対する意識の向上を目指します。	社会教育中期計画

6	スポーツ少年団活動の推進	教育委員会	子どもたちが、スポーツを通して技術の習得と秩序ある団体活動を行うことにより、たくましい体力と気力を養い、社会で必要な規律や礼儀を身に付けることができるよう、スポーツ少年団活動を推進します。	社会教育中期計画
7	放課後児童クラブ	保健福祉課	小学校6年生までの保護者が就労している児童を対象に、町内3地区、4つの児童クラブの運営をします。 放課後から18:30まで（学校休業日は8:00から）	
8	児童センター開放	保健福祉課	児童や幼児の異年齢間の遊びを支援するため、児童センターを継続して開放し、親子の自由な遊びの場や、ALT（外国語指導助手）の活用、高齢者との交流、日本の作法指導など、様々な行事を通じて児童の健全育成の場を提供します。 施設の老朽化に伴い、設備更新や改修を計画的に行います。	
9	児童一時預かり事業	保健福祉課	保護者の就労や緊急時、私的理由により一時預かりを必要とする小学生を、町内3か所で一時的に預かる事業を実施します。	

③教育環境の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
10	学力向上対策	教育委員会	学校教育活動に対する指導・助言を行う専門職員を配置します。授業力向上に向けた教職員研修機会の充実を図ります。	新規事業
11	ミニくりプロジェクト	教育委員会	図書館で所蔵している児童図書を各学校へ巡回し、台車付き本箱に本を入れ学級間を巡回させ、身近なところに本がある環境づくりを図り、新刊本は学校図書室の蔵書とする事業として、継続して実施します。 また、司書を週1回各学校へ派遣し、学校図書室の環境整備と、学校での読書活動の創出を図ります。	社会教育中期計画
12	小中学校の英語教育の質的向上、充実	教育委員会	小学校専属の外国語助手を配置し英語教育の充実を図ります。	
13	コミュニティースクール導入	教育委員会	各小中学校に学校運営協議会を設置し、保護者・地域住民・関係者の声を学校経営に反映、地域とともにある学校づくりを進めます。	新規事業

14	栗山らしい副読本の作成	教育委員会	社会科・理科の栗山らしい副読本を作成し、利活用の支援を行います。小学校3年生に配布します。	
15	I C Tを活用した教育の推進	教育委員会	各教室に常設型のI C T環境を整備し、デジタル教材の導入や利活用を支援し、学力の向上と情報の利活用力の向上を目指します。	新規事業

基本目標2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進

【施策の方向】

障がいや発達に遅れのある子どもが、その能力と可能性を伸ばし、可能な限り自立や社会参加をしていくためには、乳幼児期から一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実が求められています。発達相談や育児相談を通して、早期に心身の障がいや発達の遅れを発見し、子どもや保護者に対する療育支援の充実や、保健、医療、療育、福祉、教育機関などが連携しながら、発達に応じた支援の充実を図ると共に、家族に対する支援を行います。

また、児童虐待に関しては、教育・保育施設、学校、医療機関、民生委員・児童委員、児童相談所など関係機関の連携や、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、相談体制の充実と情報収集や共有により児童虐待の防止に努めます。

④特別な配慮を要する子どもに対する施策の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
16	通級教室の充実	教育委員会	栗山小学校及び栗山中学校に引き続き通級教室を開設し、児童生徒の発達を支援します。	
17	特別支援教育の充実	教育委員会	特別支援教育支援員（学習支援員）を配置し、生活や学習に困難さを抱える児童生徒を支援します。	
18	放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れ	保健福祉課	保護者の就労等で家庭で保育が困難で、集団保育が可能である、特別な配慮を要する子どもを受け入れます。	
19	児童発達支援事業	保健福祉課	子ども発達サポートセンターでは、特別な配慮を要する子どもへの早期療育指導や集団生活への適応訓練、保護者へ対しての指導助言を行います。	障がい者福祉計画
20	保育所での障がいのある児童の受け入れ	民間事業所	保育所では、集団保育が可能である特別な配慮を要する子どもを受け入れます。	
21	幼稚園での障がいのある児童の受け入れ	民間事業者	幼稚園では、集団保育が可能である、特別な配慮を要する子どもを受け入れます。	

⑤相談支援体制の充実

事業 番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
22	いじめや不登校などの未然防止と早期解決	教育委員会	教育委員会事務局に教育相談員を配置、中学校ではスクールカウンセラーを活用し、いじめや不登校などの問題行動の未然防止と早期解決を図ります。	
23	各種相談業務	保健福祉課	役場、保健福祉課窓口や、子育て支援センター、児童センター、子ども発達サポートセンターなど、各窓口で相談に応じます。 また、乳幼児健診などの保健師等が関わる事業においても引き続き相談対応、指導助言を行います。 利用者支援事業として総合的な子育てに関する相談業務を受け付けます。	
24	子ども・子育て心の相談室	保健福祉課	育児中の保護者や、子ども自身からの相談を専用電話にて受け付け、対応を行います。	

⑥児童虐待防止に係る地域ネットワークの充実

事業 番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
25	要保護児童対策地域協議会	保健福祉課	平成17年に設置した栗山町要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待防止について関係機関との連携に努めます。また、相談窓口の一本化や関係機関の定期的かつ積極的な情報交換等により、児童虐待の早期発見に努めるとともに、事後指導体制の強化など、総合的な支援を進めます。	障がい者福祉計画
26	おや？おや？安心サポートシステム	保健福祉課	幼稚園・保育所を利用している子育て困難家庭や虐待の危険がある親子について、「発生予防の観点」から関係機関との連携により情報収集し、その要因を明確化し支援していきます。	障がい者福祉計画

安心して子育てができる

基本目標3 安心して産み、育てることを見守る体制づくり

【施策の方向】

安全・安心な出産と、乳幼児の健康な成長のため、健康診査や訪問指導、母親教室・両親学級等を行っています。今後も、妊娠期から出産後の各健診や母子ともに健康確保のため保健指導の充実を図るとともに、費用の負担軽減などきめ細やかなサービスの充実に努めます。

適正な食習慣は、子どもの心身の発達及び健康にとって大変重要です。一部では、朝食を食べないなど食習慣の乱れも見受けられ、また、家庭での孤食についても問題があります。食事は栄養面のみだけでなく、楽しく食事することにより人間関係を築いたり、コミュニケーション能力を培う事にもつながります。これまでも、保護者を通じて栄養指導や、保育所、学校での指導を実施していますが、今後も一層食育への関心を高められるよう、幼児期からの栄養教育・指導の充実を図ります。

⑦子育て費用の負担軽減

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
27	子ども夢づくり基金事業	教育委員会	児童生徒のスポーツ・文化活動を支援します。（全道大会以上の参加時における費用の一部助成） 中学校の芸術鑑賞会の充実を図ります。	
28	学校交付金による保護者負担の軽減	教育委員会	各行事や特別活動・総合的な学習・部活動に係る費用を学校に交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	
29	就園奨励費・就学援助	教育委員会	幼稚園の保育料負担の軽減を図ります。要保護・準要保護児童生徒の就学に係る費用を支給します。	
30	18歳までの医療費助成	住民生活課	平成27年度より、これまでの中学生までの医療費助成から、満18歳に達する年度末までに拡大し、医療費の助成をします。	拡充
31	保育料の軽減	保健福祉課	国基準の所得階層を細分化して設定し、保育料の軽減を図ります。なお、新制度によって大幅に負担増とならないよう今後も保育料の軽減を検討していきます。	
32	育児用品購入費助成	保健福祉課	町に住民登録した赤ちゃんが満1歳になるまでの間、育児用品購入費用の一部を助成します。	新規事業

⑧親と子どもの健康の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
33	妊婦保健指導	保健福祉課	妊娠中を健康に過ごし、無事に出産が迎えられるように、妊娠中の生活（栄養、体重管理、喫煙、飲酒など）について個別支援（面接、訪問、電話等）を行います。	
34	妊婦健康診査事業	保健福祉課	妊娠中の異常の早期発見と適切な医療や指導を受けられるように、妊婦一般健康診査14回分・超音波検査6回分の健診費用を助成します。	

35	母親教室・両親学級	保健福祉課	妊娠中の健康、出産に向けての準備（栄養・お産について等）、子育て支援関係機関の紹介や仲間づくりを支援します。	
36	乳児家庭全戸訪問事業（産婦訪問）	保健福祉課	新生児（乳児）に必要な情報を提供し、順調な発育・発達の経過をたどることができるように支援します。また、産婦が心身の健康を保つことができるよう、産後うつ予防の視点をもって支援します。	
37	養育支援訪問事業	保健福祉課	養育支援が必要な家庭に対して、関係職種と連携して支援します。	
38	1か月健診費用の助成	保健福祉課	医療機関での1か月健診受診に対する費用助成をします。	
39	乳幼児健康相談（定例健康相談）	保健福祉課	毎週月曜日に定例健康相談を開催し、妊娠・出産・子育て、子どもの成長等に関する不安や疑問を解消し、子どもの健やかな成長を支援します。	
40	乳幼児健診	保健福祉課	4か月児、8か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児健診を継続して実施します。 健診時には保育士による育児相談も併せて実施し、子どもの成長・発達だけでなく、保護者の育児支援に重点をおいて実施していきます。	
41	4・5歳児健康相談	保健福祉課	3歳児健診後も子どもの成長・発達を確認できる場として4・5歳児健康相談を希望者に実施します。	
42	歯科健診及びフッ素塗布	保健福祉課	乳幼児健診（4か月児は除く）、4・5歳児健康相談の受診対象者に対して、歯科健診およびフッ素塗布、歯科指導を実施し、虫歯を予防します。	
43	幼児のフッ化物洗口	保健福祉課	町内の保育所・幼稚園に入園中の4・5歳児の希望する児童に、低濃度フッ化物洗口を実施し、虫歯の予防を図ります。	
44	小学生のフッ化物洗口	教育委員会	各小学校週1回、希望する家庭の児童に低濃度フッ化物でうがいを実施し、虫歯の予防を図ります。	
45	任意接種費用の助成	保健福祉課	任意予防接種に対する費用を助成します。 （平成26年度対象ワクチン：おたふくかぜ）	
46	子育て講座	保健福祉課	子育て中の保護者等を対象に、子育ての意識の向上を図るために親子で楽しめたり、保護者がリフレッシュできる講座を、関係機関と協力して開催し、内容の充実に努めます。	

47	子ども救急マニュアル	保健福祉課	子どもの病気に関してわかりやすくまとめた「子ども救急マニュアル」を継続して配付します。内容・使いやすさを随時検討し、必要に応じて改良を加えて作成します。（出生届出時に配付し、説明は新生児訪問時に行います。）	
----	------------	-------	---	--

⑨食育の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
48	保育所、幼稚園、学校での食育指導	保健福祉課 教育委員会	保育所や幼稚園、小・中学校では、子どもたちに正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるため、食に対して興味と関心を持つような食育指導を実施します。	食育推進計画
49	学校給食食材の地産地消の推進	教育委員会	学校給食の食材は、安全で安心できる地元で生産された食材を使う地産地消の取り組みを推進します。	
50	妊婦・乳幼児栄養相談	保健福祉課	妊婦の健康および胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は、健康と食習慣形成の上で重要であり、母親教室、乳幼児健診、離乳食講習会、各種相談などで実施しています。	

⑩情報提供・子育てネットワークの充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
51	家庭教育支援プロジェクト（家庭教育の啓発・支援）	教育委員会	家庭・学校・地域の連携により家庭教育の機能を高めるため、家庭教育推進委員会による協議や学習会などを実施し、家庭教育支援のより一層の充実に努めます。	
52	青少年育成活動の推進	教育委員会	町内会や自治会単位で設置されている青少年育成会において、スポーツ交流および文化交流などを通して地域における青少年の健全育成を目指し、より一層の活動の充実を図ります。	社会教育中期計画
53	子育てガイドブックの作成	保健福祉課	子育て世代の世帯が活用できるよう、本町の子育てサービスや子育てに役立つ幅広い情報を網羅した子育てガイドブックを作成します。	

54	子育て情報誌の作成 (まちという名の家族)	保健福祉課	町広報の紙面で、地域住民すべての方が子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する情報を掲載します。	
55	民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員 保健福祉課	地域で身近な相談員として活動している民生委員・児童委員との連携で児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っています。 また、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、常に情報交換を行い、地域住民と協働して児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	
56	子育て講演会	保健福祉課	子育て中の保護者や子育てに関わる方を対象に、子育ての意識の向上を図るための講演会を継続して開催し、関係機関と協力して内容の充実に努めます。	
57	子育てポータルサイトの作成	若者定住推進室	子育て情報を一元化した、町民が利用しやすい子育て専門のポータルサイトを作成し、インターネット上で情報提供サービスを展開します。	新規事業

①次代の親の育成

58	健康教育・講座	保健福祉課	栗山高校等の依頼に応じて、思春期に関する健康教育・講座等を実施し、正しい知識の普及を図ります。	
59	乳幼児ふれあいサポート事業	保健福祉課	中学生や高校生、介護福祉学校生など、次代の親となる青少年に、夏・冬休みなど学校休業日を利用した託児ボランティアを受け入れ、乳幼児に触れ合う機会を提供します。	
60	幼稚園での世代間交流事業	民間事業者	幼稚園児とお年寄りや中学生、高校生との交流を実施します。	

基本目標4 子育て支援の充実

【施策の方向】

子どもが少ない地域では、子ども同士が自ら成長し合える機会が少なくなりがちです。今後は一層、地域で子どもたちが、子ども同士の関わりを持てるよう、また、大人との関わりを通じて人間形成が育まれるよう親子だけでなく、様々な世代の交流機会づくりを推進します。

⑫子育てサービスの充実

事業 番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
6 1	子育てヘルパー事業	保健福祉課	小学校就学前の児童を持つ保護者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、家事や育児援助を行います。	
6 2	地域子育て拠点事業	保健福祉課	就学前児童とその保護者の居場所として子育て支援センターを開設し、育児の情報交換や育児の悩み相談を受けたり、親子の交流の場を提供し、年齢に合った遊びを紹介するなど、幅広い子育て支援を行います。 利用者の増加により、手狭になった子育て支援センターを旧法務局跡に移転し、環境整備を図ります。	
6 3	子育てサロン事業	保健福祉課	子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ子育て中の保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する広場を開設します。 また、移動子育てサロンとして中部・南部地区でも実施します。	
6 4	子育て応援事業	ブランド推進課 民間事業者	赤ちゃんの出産を祝い、子育て世代を応援するため、子育て応援栗夢カードの発行を行います。また、くりやまギフトカードと、プレミアムグッズとして紙オムツをプレゼントしています。さらに、満1歳の誕生日にも栗夢カードポイントをプレゼントしています。 また、中学生以下の子どものいる世帯は、町内の協賛店で商品割引等のプレミアム特典が受けられます。	
6 5	赤ちゃん誕生祝品贈呈	保健福祉課	赤ちゃんの出産を祝い、子どもの健やかな成長を願って、出生の記念になるお祝い品を贈呈する事業を実施します。	

⑬地域交流事業

事業 番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
6 6	親子生活体験事業	教育委員会	親子の体験学習を通して、ふれあいの大切さを知るとともに生活文化の見直しを図る親子生活体験事業を実施します。	

67	図書館幼児コーナー	教育委員会	図書館では、赤ちゃん用絵本や木のおもちゃ、ベビーベッドを配置した専用コーナーを設置しています。また、毎週1回実施している「お話し会」を継続し、乳幼児を対象とした読み聞かせや乳幼児期における読書相談・指導を行います。	社会教育中期計画
68	親子川遊び	保健福祉課	児童センターの事業として、親子による川遊び体験を今後も継続して実施し、内容の充実に努め児童の健全育成を図ります。	
69	児童センター世代間交流	保健福祉課	児童とお年寄りが、伝承遊びや、運動・ゲームを通して交流を深めます。	
70	子ども発達サポートセンター一般開放	保健福祉課	栗山町子ども発達サポートセンターを毎週木曜日午前中に一般開放し、在宅親子の交流の場を提供します。	
71	保育所地域開放事業	民間事業者	在宅親子への遊びや子育ての支援として保育所開放事業やサークル事業を継続して実施し、内容の充実に努めます。	

⑭子育てサークルの活動支援

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
72	子育てサークルの育成	保健福祉課	現在のサークル活動への支援の継続と、新たな子育て中の保護者たちによるサークルの育成を促進し、サークル活動の支援やサークル同士の交流を推進します。	

地域で子どもを育てる

基本目標5 仕事と生活の調和

【施策の方向】

平成7年度からすべての事業所に義務づけられた育児休業制度について、平成24年に町内事業所を対象に実施した労働実態調査では、規定が整備されている事業所は53.5%にとどまっています。仕事と子育ての両立を推進するためには、事業所に対し子育てへの理解を求めることが必要であり、制度の普及・促進のための啓発、情報提供を図ります。

児童数は減少していますが、保育所の入所希望が低年齢化している傾向にあり、子育て中の保護者が安心して働いていくための保育サービスの提供、就労をしていない保護者のニーズにも対応できるよう、民間事業者との連携によるサポート体制の構築に努めます。

⑮仕事と子育ての両立の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
73	育児休業制度等の普及・促進	ブランド推進課	事業所での育児休業制度、短時間勤務制度、子どもの看護休暇制度、介護休暇制度などの普及・促進について、啓発します。	
74	仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)を促進するための啓発	保健福祉課	家庭内で家事や育児などを男女がともに担い、支え合うとともに、結婚や出産後も継続して働けることができる職場づくり、男女を問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発や、情報提供に努め、ワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。	
75	ファミリー・サポート・センターの設置	保健福祉課 民間事業者	「育児のお手伝いをしたい方」と「育児の手伝いをして欲しい方」の会員組織を作り、地域の中で助け合いながら子育てを支援する体制づくりを進めます。	新規事業

⑯保育ニーズに対応したサービス

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
76	延長保育事業	保健福祉課 民間事業者	町内2か所の認可保育所において、午後7時までの延長保育を行います。	
77	幼稚園での預かり保育事業(一時預かり)	民間事業者	私立幼稚園で在園児以外の一時預かり事業を実施します。	
78	保育所での一時保育事業	保健福祉課 民間事業者	在宅の親子に対し、保護者が育児疲れや急病の場合などに一時的に子どもを預かる事業として、民間保育所2か所での一時保育を実施します。	
79	保育所民営化第三者協議会	保健福祉課 民間事業者	町立保育所が民営化となり、社会福祉法人の運営となったが、民営化後も利用者、事業所、町の三者において、懇談する場を設け、利用者の意見を聞きサービス向上に努めます。	

基本目標6 子どもに安全な環境づくり

【施策の方向】

子どもとともに安心して外出できる環境の整備や、学童期の児童が安全に暮らせる環境を地域ぐるみで取り組みます。

子どもを取り巻く情報媒体は近年急速に変化しています。情報化社会の利便性と弊害、適切な活用について地域で話し合う機会の検討などを行います。

⑰子どもに安全な環境づくり

事業 番号	事業名称	担当課	事業内容	備考
80	安全マップの作成・配布	教育委員会	通学路の安全点検を実施し危険箇所把握を行い、各校区の安全マップを作成します。	新規事業
81	交通安全教育の実施	住民生活課	保育所や幼稚園、小学校での交通安全教育を実施します。	
82	防犯ブザーの配付	住民生活課	町防犯協会および町暴力追放運動推進協議会の協力を得て、子どもを犯罪から未然に守るため、新入学児童に対し、防犯ブザーの配付を実施します。	
83	子ども110番「くりっぴーの家」	住民生活課	子どもが不審者から声をかけられた場合、子どもがかけ込むことができる子ども110番「くりっぴーの家」を今後も支援します。	
84	街路灯・防犯灯の整備支援	住民生活課	町内会や自治会で設置・管理する街路灯・防犯灯の新設や維持補修に対する支援を継続し、夜間における町民の安全と防犯に努めます。	
85	子ども声かけ運動	住民生活課	子どもを事故や犯罪から守るため、町内会・自治会等地域の方々の協力を得て、町内パトロールや子どもの登下校時に子どもへの声かけ等を行うとともに、地域に住む大人が子どもに気軽に声をかけることができるよう啓発活動に努めます。	
86	公営住宅建て替え事業の促進	建設水道課	平成18年度より老朽化が進む公営住宅の建て替えや改修を計画的に行っていますが、平成22年度に公営住宅等長寿命化計画を策定し、引き続き公営住宅の建て替えや改修を計画的に促進します。	
87	シックハウス対策の推進	建設水道課	シックハウスは、居住する者の健康に悪影響を及ぼすものです。新築や増築を行う建築物については、建築基準法に基づいて指導を行うとともに、今後新たに新築・増改築を行う公共建築物では、室内空気環境の検査を行います。	

第4章 教育・保育提供サービスの充実

1 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、次の視点に考慮しながら「教育・保育提供区域」を独自に設定していくことが必要となります。

<教育・保育提供区域設定のポイント>

- ①地理的条件や交通事情、現在の教育・保育（幼稚園・認定こども園・保育所）の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に判断して、保護者や子どもが住んでいる場所から容易に移動することができる区域を「教育・保育提供区域」として設定します。
- ②子ども・子育て支援事業では、設定した区域ごとに、各事業の「量の見込み」、「確保の方策」を明確に示し、需要と供給を調整していくことが求められています。
- ③「教育・保育提供区域」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることが基本です。
- ④ただし、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて小学校就学前子どもの区分ごとや地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能とされています。
- ⑤教育・保育施設や地域型保育事業の認可申請が事業者からあった場合には、事業者が所在する教育・保育提供区域の利用定員がすでに必要利用定員総数（量の見込み）に達している、または認可することによって必要利用定員総数を超える場合を除いて原則認可しなければなりません。

2 教育・保育提供区域の設定

1 栗山町における教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	1区域	教育・保育の区域設定については 1区域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

1 1 事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	1 区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、栗山町内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、栗山町内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	1 区域	現状どおり、栗山町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	1 区域	現状どおり、栗山町内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援	1 区域	現状どおり、栗山町内全域とする。
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 保護者が、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、栗山町内全域とする。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動の援助	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、栗山町内全域とする。
一時預かり事業 保育所等において、一時的に預かる事業	1 区域	教育・保育施設での利用も含むため、栗山町内全域とする。
延長保育事業 延長（時間外）保育・休日保育	1 区域	通常利用する施設等の利用が想定され、栗山町内全域とする。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、栗山町内全域とする。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	1 区域	現状どおり、各小学校区を基本として実施する。

3 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込みを定めています。

◆認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組みです。

1号認定	2号認定	3号認定
3歳以上 教育希望、または、 保育必要かつ教育希望強い	3歳以上・保育必要	0歳、1～2歳・保育必要
主に幼稚園のニーズに該当	主に保育所、認定こども園 のニーズに該当	保育所、認定こども園、及び 地域型保育のニーズに該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

4 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケート調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込みと確保の内容及び実施時期を設定します。

（1）1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	125人	121人	117人	115人	114人
確保の内容	153人	153人	153人	153人	153人
特定教育・保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
※確認を受けない幼稚園	153人	153人	153人	153人	153人
	町内幼稚園定員90名+町外幼稚園受入数63名（平成26年）				
過不足	28人	32人	36人	38人	39人

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のことです。

(2) 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 2 2 人	1 1 7 人	1 1 4 人	1 1 4 人	1 1 3 人
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	6 6 人	6 3 人	6 1 人	6 1 人	6 1 人
上記以外	5 6 人	5 4 人	5 3 人	5 3 人	5 2 人
確保の内容	1 2 2 人	1 1 7 人	1 1 4 人	1 1 4 人	1 1 3 人
特定教育・保育施設	1 2 2 人	1 7 7 人	1 1 4 人	1 1 3 人	1 1 3 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(3) ①3号認定（0歳、保育所を利用希望）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 3 人	1 3 人	1 3 人	1 3 人	1 3 人
確保の内容	1 3 人	1 3 人	1 3 人	1 3 人	1 3 人
特定教育・保育施設	1 3 人	1 3 人	1 3 人	1 3 人	1 3 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

②3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	5 7 人	5 6 人	5 5 人	5 5 人	5 5 人
確保の内容	5 7 人	5 6 人	5 5 人	5 5 人	5 5 人
特定教育・保育施設	5 7 人	5 6 人	5 5 人	5 5 人	5 5 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※町内2か所の保育所で定員は年齢毎に定めてはいません。合計180名ですが、定員の20%まで入所が可能です。

○保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人口（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率	2 9 . 5	2 9 . 4	2 9 . 5	2 9 . 6	2 9 . 6
推計児童数（0～2歳）・人	2 3 7	2 3 4	2 3 0	2 2 9	2 2 9

第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

子ども子育て支援法第59条で定める事業（法定13事業）について、実施したニーズ調査の結果を基に「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

※法定13事業とは、地域の子ども・子育て家庭等を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施することとされている事業のことです。

量の見込みと確保の方策

（1）利用者支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数(か所)	1	1	1	1	1
確保の方策	地域子育て支援拠点施設（子育て支援センター内で実施）				

（2）地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人/月)	1, 162	1, 147	1, 128	1, 123	1, 123
確保の方策(か所)	1	1	1	1	1
	子育て支援センター内で実施（平成27年8月に移転し単独施設となる予定）				

（3）妊婦健康診査事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	73	72	72	72	72
確保の方策	母子手帳交付時に案内し、妊婦の健診費用を助成します				

（4）乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	73	72	72	72	72
確保の方策	町、地区担当保健師が訪問				

（5）養育支援訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	2	2	2	2	2
確保の方策	町、保健師・保育士が訪問				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0
確保の方策(人/年)	0	0	0	0	0
町内では受け入れる児童養護施設がなく、量・確保方策とも見込みなしとします					

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/日）	260	260	260	260	260
確保の方策(人/日)	260	260	260	260	260
町内 3 施設において実施している児童一時預かり事業の実績を基に算出、又、ファミリー・サポート・センター設置後は支援確保が拡大します					

(8) ①一時預かり事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計（人／年）	207	200	193	194	192
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定見込み）	207	200	193	194	192
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）	0	0	0	0	0
確保の方策（人／年）	678	678	678	678	678
平成 25 年度中に実際に受け入れた人数とします ※ 2 号認定見込み数は認定こども園での受入れ人数					

②幼稚園等における在園児対象型以外（1～5）歳

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人／年）	1,984	1,976	1,940	1,936	1,929
確保の方策（人／年）	1,984	1,976	1,940	1,936	1,929
保育所の一時預かり（在園児対象型以外）	2,172	2,172	2,172	2,172	2,172
平成 25 年中に実際に受け入れた人数を基に、受け入れ可能値を算出					
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	0	40	50	50	50
平成 27 年度より設置準備を開始し、平成 28 年度設置を目標とします					

(9) 延長保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	2 9 7	2 8 9	2 8 2	2 8 2	2 8 0
確保の方策(人)	3 9 6	3 9 6	3 9 6	3 9 6	3 9 6
	※平成 2 5 年度中に実際に受け入れた人数				

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日／年）	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センターなど）	0	0	0	0	0
	病児保育の実施事業所や、緊急時に受け入れ可能な事業の実施が困難なため、量の見込み・確保の方策は見込めないが、緊急サポートの可能なファミリー・サポート・センターでの実施を検討していきます				

(11) 放課後児童健全育成事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み（人）	8 0	8 1	8 2	8 5	8 2
【高学年】 量の見込み（人）	1 5	1 4	1 3	1 3	1 4
確保の方策（人）	1 1 0	1 1 5	1 1 5	1 1 5	1 1 5
	児童クラブの定員の合計（平成 2 8 年度以降は定員 5 名増加予定）				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）

生活保護世帯、低所得世帯で教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

栗山町では、実施予定はありません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

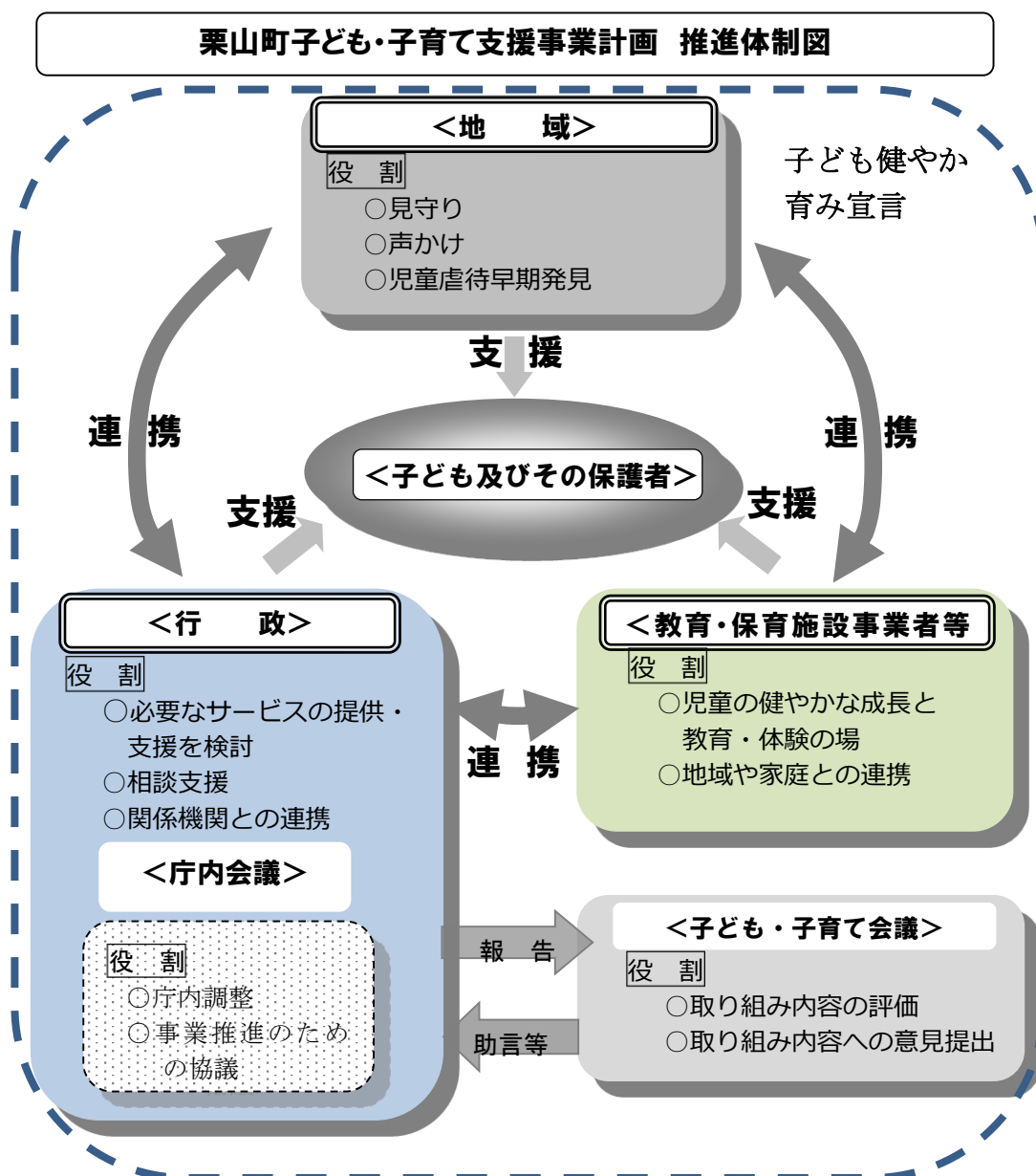
栗山町では、実施予定はありません。

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

子ども・子育て支援事業計画を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを認識していくとともに、社会のあらゆる分野の人々が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという地域社会全体の目的を持つことが大切です。

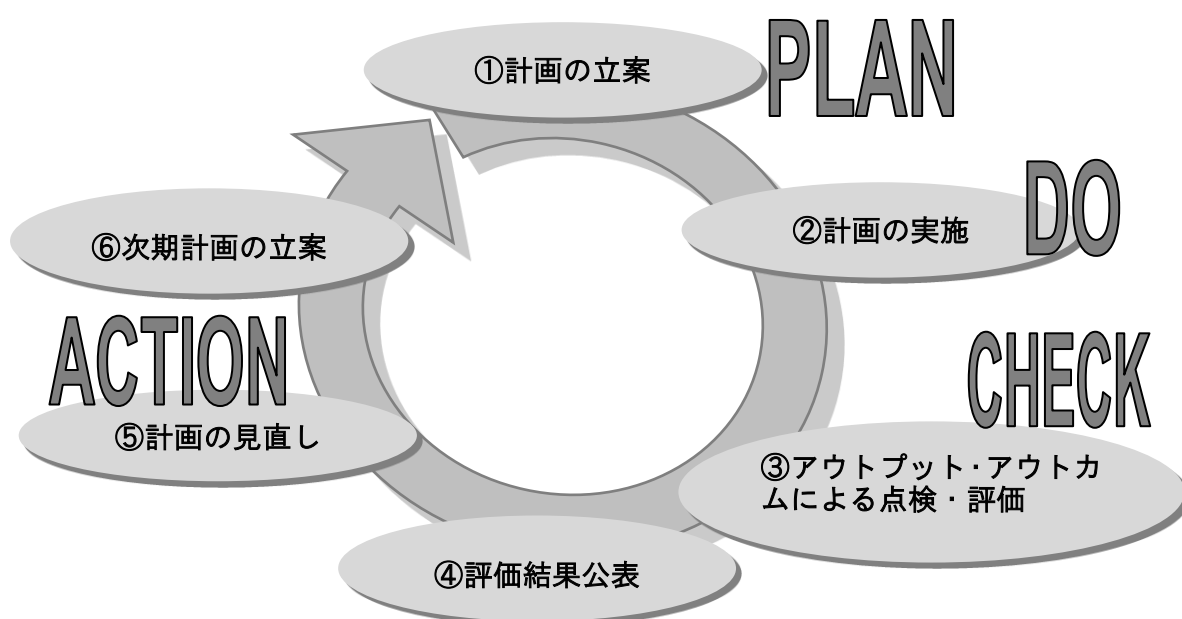
保護者、教育・保育施設、学校、地域の関係機関がそれぞれの役割を果たし、子どもの成長及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、行政が連携体制を整えて、基本理念である「まちという名の家族」となれるよう支援していきます。



2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、栗山町子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価を行います。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資 料 編

資料 1 計画策定の経緯

資料 2 計画策定組織について

資料 3 用語解説

資料 1 計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
平成 25 年 12 月 13 日 ～平成 26 年 1 月 24 日	就学前・小学生保護者へのニーズ調査実施
平成 26 年 7 月 31 日	第 1 回栗山町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・栗山町の子ども・子育ての現状について ・子ども・子育て支援新制度の概要について ・ニーズ調査結果の報告
平成 26 年 9 月 2 日	第 2 回栗山町子ども・子育て会議開催 ・町内児童福祉施設見学 ・意見交換会
平成 26 年 9 月 18 日	第 3 回栗山町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画について 計画構成案について 基本理念について 教育・保育提供区域の考え方について 量の見込みについて 保育の必要性に係る事由について 就労下限時間の設定について
平成 26 年 11 月 13 日	第 4 回栗山町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画について 新制度の給付のしくみについて 認定こども園について 地域子育て支援事業の展開について ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業 病児・病後児保育事業、放課後健全育成など
平成 27 年 1 月 22 日	第 5 回栗山町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画（素案）について 量の見込みの確定
平成 27 年 2 月 26 日	第 6 回栗山町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画の確定について ・栗山町の子育て支援に関するグループ討議 ※栗山町子ども未来フォーラムとの合同開催

資料２ 計画策定組織について

子ども・子育て会議委員一覧（平成 26 年度～平成 27 年度）

	所 属	氏 名	備考
1	栗山町校長会	木 村 尚 之	
2	栗山商工会議所	早 坂 義 幸	
3	栗山町社会福祉協議会	猪 熊 友 子	
4	栗山町内連合会	枇 澤 忠 彦	
5	栗山町地域医療協議会	西 見 寿 博	
6	栗山町 P T A 連合会	長 尾 卓 也	副委員長
7	(株) 志援	後 藤 英 樹	
8	栗山いちい保育園	福 士 由香里	
9	継立まつば保育園	澤 田 百合江	
10	栗山めぐみ幼稚園	圓 成 真生子	
11	栗山町主任児童委員	安 藤 晴 美	
12	栗山町児童センター	渡 部 智 代	
13	栗山町教育委員会	大 津 外志男	
14	有識者	初 山 清 仁	委員長
15	有識者	河 野 和 枝	
16	公募（保護者）	羽 鳥 弥 香	
17	公募（保護者）	櫻 井 道 彦	
18	公募（保護者）	伍 石 裕 美	
19	公募（保護者）	丸 山 エリカ	

事 務 局

1	保健福祉課	課長	小 野 司
2	保健福祉課 福祉・子育てグループ	主幹	小野寺 さゆり
3	保健福祉課 福祉・子育てグループ	主査	岡 山 美智子
4	保健福祉課 福祉・子育てグループ	主事	後 藤 美 雪
5	若者定住推進室	室長	三 浦 匠
6	若者定住推進室	主事	金 丸 佳 代

資料3 用語解説

	用 語	意 味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	子ども・子育て新制度	子ども・子育て関連3法に基づき、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた「施設型給付」「地域型保育給付」の実施や、地域の実情に応じて実施する子育て支援事業を市町村が主体となって、給付・事業を実施し、社会全体が費用負担する制度
3	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
4	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市町村の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の附属機関）。
5	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
8	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
12	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
13	利用者支援事業	子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業。（平成27年度からの新規事業）
14	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
15	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
16	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
17	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条） 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

18	確認制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業所は市町村が行う。
19	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
20	合計特殊出生率	年齢別の出生率を特殊出生率といい、その合計が合計特殊出生率で、1人の女子が生涯に生む子どもの数の目安になる。合計特殊出生率は、その年齢の女子が生んだ子どもの数を、各歳の女子人口（15歳から49歳の合計）で除して算出されるため、各歳の数の多少によって率の影響を受ける。
21	乳幼児	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。
22	教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育することをいう。
23	保育	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。 基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
24	放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。

栗山町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 栗山町

編集 栗山町保健福祉課

〒069-1512

夕張郡栗山町松風3丁目252番地

TEL : (0123) 73-2222

FAX : (0123) 73-2266

<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp>